

| 富山県 | 新潟県 | 神奈川県 | 千葉県 | 埼玉県 | 群馬県 | 栃木県 | 茨城県 | 福島県 | 山形県 | 及びゆめおぼこ |
|--|--|---|---|--|---|---|---|--|--|---------------|
| ン、く、花、キラ、リ、号、ひとめ、ぼ、れ、D、フ、ク、ヒ、カ、リ、こ、も、富、富、富、て、み、つ、た、ひ、か、く、り、と、お、ミ、ル、キ、ク、イ、ン、こ、う、だ、い、二、一、及、び、夢、ご、こ、ち | 、一、し、あ、キ、ヌ、ヒ、カ、リ、コ、シ、ヒ、カ、リ、さ、と、じ、ま、ん、て、ん、こ、も、り、及、び、は、る、み | ふ、す、あ、キ、ヌ、ヒ、カ、リ、コ、シ、ヒ、カ、リ、さ、と、じ、ま、ん、て、ん、こ、も、り、及、び、は、る、み | ン、ほ、あ、キ、ヌ、ヒ、カ、リ、コ、シ、ヒ、カ、リ、さ、と、じ、ま、ん、て、ん、こ、も、り、及、び、は、る、み | 、あ、キ、ヌ、ヒ、カ、リ、コ、シ、ヒ、カ、リ、さ、と、じ、ま、ん、て、ん、こ、も、り、及、び、は、る、み | 二、あ、キ、ヌ、ヒ、カ、リ、コ、シ、ヒ、カ、リ、さ、と、じ、ま、ん、て、ん、こ、も、り、及、び、は、る、み | ほ、の、又、あ、キ、ヌ、ヒ、カ、リ、コ、シ、ヒ、カ、リ、さ、と、じ、ま、ん、て、ん、こ、も、り、及、び、は、る、み | キ、の、サ、あ、キ、ヌ、ヒ、カ、リ、コ、シ、ヒ、カ、リ、さ、と、じ、ま、ん、て、ん、こ、も、り、及、び、は、る、み | 、あ、キ、ヌ、ヒ、カ、リ、コ、シ、ヒ、カ、リ、さ、と、じ、ま、ん、て、ん、こ、も、り、及、び、は、る、み | 、あ、キ、ヌ、ヒ、カ、リ、コ、シ、ヒ、カ、リ、さ、と、じ、ま、ん、て、ん、こ、も、り、及、び、は、る、み | 及、び、ゆ、め、お、ぼ、こ |

| 兵庫県 | 大阪府 | 京都府 | 滋賀県 | 三重県 | 愛知県 | 静岡県 | 岐阜県 | 長野県 | 山梨県 | 福井県 | 石川県 | |
|--|--|--|---|---|--|--|--|---|---|---|--|--|
| あきたこまち、つきあかり、とよめき、どんとこい、中生新千本、にこまる、日本晴、ハナエチゼン、ピかまる、ヒカリ新世 | あきたこまち、キヌヒカリ、きぬむすめ、コシヒカリ、にこまる、ひとめぼれ、ヒノヒカリ及び祭り晴 | いのちの壺、縁結び、キヌヒカリ、京式部、京の輝き、コシヒカリ、どんとこい、にこまる、日本晴、ヒカリ新世紀、ヒノヒカリ、フクヒカリ、ほむすめ舞、祭り晴、ミルキークイン及び夢ごこち | の華、夢みらい及びレーク六五、あきたこまち、あきだわら、秋の詩、笑みの絆、縁結び、キヌヒカリ、きぬむすめ、吟おうみ、コシヒカリ、ササニシキ、あきだわら、あきだわら、秋の詩、笑みの絆、縁結び、キヌヒカリ、きぬむすめ、吟おうみ、コシヒカリ、ササニシキ | い、なついろ、ヒカリ新世紀、うこん錦、えみだわら、縁結び、キヌヒカリ、きぬむすめ、みえのえみ、コシヒカリ、どんとこ | あきたこまち、あきだわら、あきだわら、あさひの夢、いのちの壺、縁結び、キヌヒカリ、きぬむすめ、ハツシモ、ひとめぼれ、ほし | あいちのかおり、あきたこまち、あさひの夢、いのちの壺、縁結び、キヌヒカリ、きぬむすめ、ハツシモ、ひとめぼれ、ほし | あいちのかおり、あきたこまち、あさひの夢、いのちの壺、縁結び、キヌヒカリ、きぬむすめ、ハツシモ、ひとめぼれ、ほし | あさひの夢、いのちの壺、縁結び、キヌヒカリ、きぬむすめ、ハツシモ、ひとめぼれ、ほし | あさひの夢、コシヒカリ、五百川、つや姫、農林四八号、花キラリ、ひとめぼれ、ヒノヒカリ及びミルキークイン | あさひの夢、コシヒカリ、五百川、つや姫、農林四八号、花キラリ、ひとめぼれ、ヒノヒカリ及びミルキークイン | あきたこまち、あきだわら、いのちの壺、縁結び、風さやか、キヌヒカリ、きらりん、及びゆめしなの | あきたこまち、あきだわら、農林二一、能登ひかり、ゆうだい二一、夢ごこち及びゆめみづほ |

| | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|---|--|--|--|--|---|---|---|---------------------------------|---|
| 佐賀県 | 福岡県 | 高知県 | 愛媛県 | 香川県 | 徳島県 | 山口県 | 広島県 | 岡山県 | 島根県 | 鳥取県 | 和歌山県 | 奈良県 | |
| コシヒカリ、さがびより、さとじまん、たんぼの夢、つや姫、天使の詩、鍋島、にこまる、にじのきらめき、日本晴、ヒ | 元気つくし、実りつくし、ミルキークイーン、つくしろまん、つやおとめ、つやきらり、にこまる、ヒノヒカリ、姫ごのみ、 | あきたこまち、アキツホ、イクヒカリ、キヌヒカリ、きぬむすめ、黄金錦、コシヒカリ、さわかおり、土佐錦、ナツヒカリ、南国そだち、にこまる、注ノ川一号、ヒエリ、ぴかまる、ヒカリリッコ、ひとめぼれ、ヒノヒカリ、フクヒカリ、ミルキークイーン及びよさ恋美人 | あきたこまち、あきだわら、キヌヒカリ、きぬむすめ、コシヒカリ、てんたかく、にこまる、ひとめぼれ、ヒノヒカリ、ひめの凜、フクヒカリ、松山三井及びみつひかり | あきさき、あきさかり、あきたこまち、あわみのり、イクヒカリ、ほむすめ舞及びミルキークイーン、はえぬき、ヒカリ新世紀、ヒノヒカリ及び姫ごのみ、オオセト、キヌヒカリ、コシヒカリ、さぬきよいまい、にこまる | あきさかり、あきたこまち、あわみのり、イクヒカリ、キヌヒカリ、コシヒカリ、五百川、日本晴、ハナエチゼン、はるみ、ヒカリ新世紀、ひとめぼれ、ヒノヒカリ、ほむすめ舞及びミルキークイーン | あきたこまち、あきまつり、きぬむすめ、金のいぶき、恋の予感、コシヒカリ、せとのにじ、中生新千本、にこまる、日本晴、晴るる、ひとめぼれ、ヒノヒカリ、みつひかり、ミルキークイーン及びやまだわら | あきさかり、あきたこまち、あきだわら、あきるまん、LGCソフト、縁結び、キヌヒカリ、きぬむすめ、吉備の華、金のいぶき、恋初めし、恋の予感、こいもみじ、コシヒカリ、姫ごのみ、ホウレイ、ミルキークイーン及び夢の華、中生新千本、にこまる、ヒカリ新世紀、ひとめぼれ、ヒノヒカリ、姫ごのみ、ホウレイ、ミルキークイーン及び夢の華 | あきたこまち、あきだわら、アキヒカリ、アケボノ、朝日、キヌヒカリ、きぬむすめ、ひとめぼれ、ヒノヒカリ、みつひかり、ミルキークイーン及び夢の華 | あきだわら、LGCソフト、縁結び、きぬむすめ、越のかおり、コシヒカリ、春陽、つやきらり、つや姫、にこまる、ハナエチゼン、ヒノヒカリ、リッセスカおり、星空舞、ミルキークイーン及びヤマヒカリ | あきたこまち、縁結び、きぬむすめ、コシヒカリ、日本晴、ハナエチゼン、ヒカリ新世紀、ひとめぼれ、ヒノヒカリ、プリンセス、ミルキープリンセス及びヤマヒカリ | イクヒカリ、キヌヒカリ、きぬむすめ、コシヒカリ、つや姫、にこまる、日本晴、ハナエチゼン、ヒカリ新世紀、ヒノヒカリ、ミネアサヒ、ミルキープリンセス及びヤマヒカリ | あきたこまち、キヌヒカリ、コシヒカリ、ひとめぼれ及びヒノヒカリ | 紀、ヒノヒカリ、兵庫ゆめおとめ、フクヒカリ、ほむすめ舞、みつひかり、みどり豊、ミルキークイーン、むらさきの舞、ゆうだい二一、ゆかりの舞、夢ごちち及び夢の華 |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------|------------------------|--|--|----------------------|--|------------------------|--------------------------------------|-------------|-----------------------|--|---|---|---|--|-----------------------|
| 茨城県 | 福島県 | 山形県 | 秋田県 | 宮城県 | 岩手県 | 青森県 | 北海道 | 道 府 県 | 沖 縄 県 | 鹿 児 島 県 | 宮 崎 県 | 大 分 県 | 熊 本 県 | 長 崎 県 | |
| こがねもち、ヒメノモチ及びマンゲツモチ | 朝紫、あぶくまもち、こがねもち及びヒメノモチ | 朝紫、こがねもち、こゆきもち、酒田女鶴、たつこもち、でわのもち、ヒメノモチ及び山形糯一二八号 | 朝紫、きぬのはだ、こがねもち、たつこもち、ときめきもち、ヒメノモチ及び夕やけもち | こもちまる、ヒメノモチ及びみやこがねもち | 朝紫、カグヤモチ、こがねもち、ヒメノモチ、めんこもち、もち美人及び夕やけもち | あかりもち、アネコモチ、式部糯及びヒメノモチ | 風の子もち、きたのむらさき、きたふくもち、きたゆきもち及びはくちようもち | 品 種 | ちゅらひかり、ひとめぼれ及びミルキーサマー | あきのそら、あきほなみ、彩南月、イクヒカリ、コシヒカリ、たからまさり、とよめき、なつほのか、にこまる、はなさつま、ヒノヒカリ、ミルキークイン及びレイホウ | あきげしき、あきたこまち、あきだわら、おてんとそだち、黄金錦、コシヒカリ、さきひかり、つや姫、夏の笑み、にこまる、ひとめぼれ、ヒノヒカリ、まいひかり、み系三五八、宮崎五二号及びミルキークイン | あきたこまち、あきだわら、あきまさり、恋の予感、コシヒカリ、たちはるか、つや姫、にこまる、ひとめぼれ、ヒノヒカリ、みつひかり、ミルキークイン及びユメヒカリ | あきげしき、あきだわら、秋音色、あきまさり、いただき、縁結び、歓喜の風、キヌヒカリ、くまさんの輝き、くまさんの力、コシヒカリ、たちはるか、つくばSD一号、つやきらり、とよめき、にこまる、ぴかまる、ヒカリ新世紀、ひとめぼれ、ヒノヒカリ、北陸一九三号、ほむすめ舞、ミズホチカラ、みつひかり、ミルキークイン、森のくまさん、やまだわら及びわさもん | おてんとそだち、コシヒカリ、つや姫、なつほのか、にこまる、ヒノヒカリ及びレイホウ | ノヒカリ、ホシユタカ、夢しずく及びレイホウ |

口 水稲もちもみ
産地品種銘柄
産地品種銘柄は、次の表の上欄に掲げる道府県において生産された同表の下欄に掲げる品種とする。

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------------|------------------------|-------|-------|----------------------|-------|----------------------------|--|------------------|-----------------------------|---------------------|-----------|------------------------|-------------------------------|---------------------------------|-----------------------------|------|---------------------------------|-------|---------------|---------------------|
| 島根県 | 鳥取県 | 和歌山県 | 奈良県 | 兵庫県 | 京都府 | 滋賀県 | 愛知県 | 静岡県 | 岐阜県 | 長野県 | 山梨県 | 福井県 | 石川県 | 富山県 | 新潟県 | 神奈川県 | 千葉県 | 埼玉県 | 群馬県 | 栃木県 |
| ココノエモチ、ヒメノモチ、ミコトモチ、峰の雪もち及びヤシロモチ | オトメモチ、鈴原糯、ハクトモチ及びヒメノモチ | モチミノリ | ヒヨクモチ | はりまもち、マンゲツモチ及びヤマフクモチ | 新羽二重糯 | 滋賀羽二重糯、ヒメノモチ、マンゲツモチ及び峰の雪もち | ここのえ一号、ココノエモチ、十五夜糯、こはるもち、ヒヨクモチ及び峰のむらさき | 葵美人、するがもち及び峰の雪もち | きねふりもち、ココノエモチ、たかやまもち及びモチミノリ | ヒメノモチ、もちひかり及びモリモリモチ | 朝紫及びこがねもち | カグラモチ、新大正糯、タンチョウモチ及び恵糯 | 石川糯二四号、カグラモチ、新大正糯、白山もち及び峰の雪もち | カグラモチ、こがねもち、新大正糯、とみちから及びらいちようもち | こがねもち、紫宝、ゆきみのり、ゆきみらい及びわたぼうし | 喜寿糯 | ツキミモチ、ヒメノモチ、ふさのもち、マンゲツモチ及び峰の雪もち | 峰の雪もち | 群馬糯五号及びまんぷくもち | きぬはなもち、ヒメノモチ及びモチミノリ |

| | |
|------|-----------------------------|
| 岡山県 | ココノエモチ、ヒメノモチ及びヤシロモチ |
| 広島県 | ココノエモチ、ヒメノモチ及びふわりもち |
| 山口県 | ヒヨクモチ、マンガツモチ及びミヤタマモチ |
| 徳島県 | モチミノリ |
| 香川県 | クレナイモチ |
| 愛媛県 | クレナイモチ及びモチミノリ |
| 高知県 | サイワイモチ、たまひめもち及びヒデコモチ |
| 福岡県 | ヒヨクモチ |
| 佐賀県 | ヒデコモチ及びヒヨクモチ |
| 長崎県 | ヒヨクモチ |
| 熊本県 | ヒヨクモチ及び峰の雪もち |
| 大分県 | ヒヨクモチ |
| 宮崎県 | 朝紫 |
| 鹿児島県 | さつま絹もち、さつま黒もち、さつま雪もち及び峰の雪もち |

(三) 規格

イ 量目

麻袋又は樹脂袋詰めの場合 四〇キログラム又は二〇キログラム
 紙袋又はポリエチレンフィルム袋詰めの場合 二〇キログラム
 ロ 荷造り及び包装

(イ) 麻袋

第一種麻袋

材料 原反は、黄麻糸で平織り又はあや織りに織ったものとし、口縫糸は、手縫いの場合にあつては黄麻糸一四番手三本より又はこれと同等以上の強さの麻糸、ミシン縫いの場合にあつては綿糸三〇番手一二本より若しくはビニロン糸二〇番手六本より又はこれらと同等以上の強さの糸とする。

、密 度、

| | | |
|-------------|--------------|--|
| (±) | | |
| 一〇二 | | |
| (±) | | |
| 六二〇 | | |
| (±) | (又は縦) | |
| 六一 | (又は横) | |
| (±) | (又は横) | |
| 三二二 | (又は縦) | |
| (±) | 重 (グラム) さ | |
| 七八〇 | | |
| 表 | | |
| 示 | | |
| 仕 立 方 | | |

荷造り

手縫いの場合にあつては、袋口を内部に折り込みこれを更に一方に折るか、又は内部に折り込まないで一方に二回以上折り、口縫糸二本でその片端を二回くりくり、縫目の間隔約五センチメートルで千鳥縫い又は巻縫いとし、片結びとする。この場合において、他の片端は、二回くりくり通すものとする。

ミシン縫いの場合にあつては、袋口を内部に折り込むか、又は折り込まないで袋口をそろえ、袋口と平行に、縫目の間隔八ミリメートル又は一〇ミリメートルで縫うものとする。

第二種麻袋

材料

原反は、黄麻糸で平織りに織つたものとし、口縫糸は、手縫いの場合にあつては黄麻糸一四番手三本より又はこれと同等以上の強さの麻糸、ミシン縫いの場合にあつては綿糸三〇番手一二本より若しくはビロン糸二〇番手六本より又はこれらと同等以上の強さの糸とする。

形状

| | | |
|-------------|--------------|--|
| (±) | | |
| 七二四 | | |
| (±) | | |
| 五二〇 | | |
| (±) | (又は縦) | |
| 三二二 | (又は横) | |
| (±) | (又は横) | |
| 五二二 | (又は縦) | |
| (±) | 重 (グラム) さ | |
| 四二五 | | |
| 表 | | |
| 示 | | |
| 仕 立 方 | | |

荷造り

手縫いの場合にあつては、袋口をそろえ一方に二回折り、口縫糸二本でその片端を一回りくり、縫目の間隔約三センチメートルで平縫い又は巻縫いとし、止め結びとする。この場合において、他の片端は、一回りくり通すものとする。

第三種麻袋

ミシン縫いの場合にあつては、袋口をそろえ袋口と平行に、縫目の間隔八ミリメートル又は一〇ミリメートルで縫うものとする。

材料
原反は、黄麻糸で平織りに織ったものとし、口ひもは、黄麻糸三二番手五本より又はこれと同等以上の強さの麻糸とし、袋口の当板は、厚さ一・五ミリの鉄製（ニッケルメッキ仕上げ）のものとする。

| | | | | | | | | | | | |
|--|-----------------|----------------|-----------------|----------------|-------|--|----------------|-------|-----------------|--------|-------------|
| (±) 八 二〇 | 縦 ルメセン トチ | (±) 五 二〇 | 横 ルメセン トチ | (±) 三 二二 | (又は縦) | 密 のメー 織 込 本 数 間 度 | (±) 五 二二 | (又は横) | 重 (グラム) さ | 表 示 | 仕 立 方 |
| (±) 四 二三 五〇 | 重 (グラム) さ | | | | | | | | | | |
| <p>袋の中央部に別に定めるところによ り赤色の横糸を織 り込み、かつ、原 反の口ひもを二重 に折り、両端を平 反の両端と平行な 中央の線を折目と し、袋口の両端に 約五センチメートル の幅の両面に折し、 その内側中央部に 約二・五センチメ ートルの当板を縫 い付け、両端約三 センチメートルの 筒所にリングバネ ス</p> | | | | | | | | | | | |

荷造り
袋口をそろえ当板に取り付けたリングバネスナップをはめ合わせ、一方に三回以上折り曲げ、両端から約一〇センチメートルの箇所袋口の中央に折り曲げて、左右の口ひもで真結びとする。

その他麻袋
前各号に掲げる麻袋以外の麻袋

(ロ)
第一種樹脂袋
材料
原反は、一〇〇〇デニール以上の黄茶色のポリプロピレン製テープヤーン（ポリプロピレン一〇〇パーセント）を、平織り（滑り止め効果のある織り方のもの）でエンドレスに織ったものとし、口縫糸は、手縫いの場合には、一〇〇〇デニール以上で、引張強度三六キログラム以上のポリプロピレン製糸又はこれらと同等以上の強さの糸と、ミシン縫いの場合には、ビニロン糸二〇番手六本より又はこれと同等以上の強さの糸とする。

| | | | | | |
|-----------------|-----------------|---|----------------------|--------|-------------|
| 縦 ルメセン トチ | 横 ルメセン トチ | 縦 密 のメー 織 込 本 数 間 度 | 横 重 (グラム) さ | 表 示 | 仕 立 方 |
|-----------------|-----------------|---|----------------------|--------|-------------|

| | | | | | | | | | | | |
|-----|------|-----|-----|-----|----|-----|----|-----|-----|--------------------------------|-----------------------------|
| (±) | 一〇二二 | (±) | 六二〇 | (±) | 五四 | (±) | 四六 | (±) | 一七五 | 袋の中央部に幅約一センチメートルに定める色の縦糸二本を織り込 | 袋口はヒートカットとし、底部はアンテアス縫いとしたもの |
|-----|------|-----|-----|-----|----|-----|----|-----|-----|--------------------------------|-----------------------------|

荷造り

手縫いの場合にあつては、袋口をそろえ一方に二回以上折り、口縫糸二本でその片端を二回くり、縫目の間隔約五センチメートルで巻縫いとするか、又は口縫糸二本でその片端を一回くり、縫目の間隔約三センチメートルで平縫いとし、片結びとする。この場合において、他の片端は、巻縫いにあつては二回くり、平縫いにあつては一回くり、通すものとする。

第二種樹脂袋

原反は、一〇〇〇デニール以上の黄茶色のポリプロピレン製テープヤーン（ポリプロピレン一〇〇パーセント）を、平織り（滑り止め効果のある織り方のもの）でエンドドレスに織ったものとし、口縫糸は、ビニロン糸二〇番手六本より又はこれと同等以上の強さの糸とする。

| | | | | | | | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|----|-----|----|-----|-----|--------------------------------|------------------------------|
| (±) | 八二〇 | (±) | 四二八 | (±) | 五一 | (±) | 三九 | (±) | 一八五 | 袋の中央部に幅約一センチメートルに定める色の縦糸二本を織り込 | 袋口はヒートカットし、底部はアンテアス縫いとし、両側をそ |
|-----|-----|-----|-----|-----|----|-----|----|-----|-----|--------------------------------|------------------------------|

荷造り

袋口をそろえ一方に一回折り、袋口と平行にミシン縫いとし、縫目の間隔八ミリメートル又は一〇ミリメートルとする。

第三種樹脂袋

原反は、一〇〇〇デニール以上の黄茶色のポリプロピレン製テープヤーン（ポリプロピレン一〇〇パーセント）を、平織り（滑り止め効果のある織り方のもの）でエンドドレスに織ったものとし、口ひもは、幅約一二ミリメートルのポリプロピレン製バンドで、破断強度一〇〇キログラム以上、破断伸度二〇パーセント以下のものとし、袋口の補強材は、幅一九ミリメートルのポリプロピレン製で、剛軟度一〇〇グラム以上のものとする。

| | | | | | | | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|----|-----|----|-----|-----|--------------------------------|------------------------------|
| (±) | 八二〇 | (±) | 四二八 | (±) | 五一 | (±) | 三九 | (±) | 一八五 | 袋の中央部に幅約一センチメートルに定める色の縦糸二本を織り込 | 袋口はヒートカットし、底部はアンテアス縫いとし、両側をそ |
|-----|-----|-----|-----|-----|----|-----|----|-----|-----|--------------------------------|------------------------------|

| | | | | | | | | | |
|---------|---------|----------|---|---|---|---|---|---|---|
| (センチ) 縦 | (センチ) 横 | (センチ) ひだ | 重 | さ | 表 | 示 | 仕 | 立 | 方 |
|---------|---------|----------|---|---|---|---|---|---|---|

形状

これらと同等以上の強さのものとする。

原紙は、JIS P三四〇一（クラフト紙一種）MS―八四、JIS P三四〇一（クラフト紙五種一号）EK―一八三又はJIS P三四〇一（クラフト紙五種二号）EK二―八四に規定されたクラフト紙とし、縫いに用いる糸は、綿糸三〇番手一二本より若しくはビニロン糸二〇番手六本より又は

第二種紙袋

材料

荷造り

袋口をそろえ裏側に三回以上折り曲げ、両端から約一〇センチメートルの箇所袋口の中央に折り曲げて、左右の口ひもで真結びとする。

| | | | | | | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|---|---|---|---|---|---|
| (±) 八二〇 | (±) 四一九 | (±) 〇・一五〇 | (±) 二一三〇〇 | 製紙工場名、製袋工場名及び風袋の重量並びに「第一種紙袋」の文字を表面に表示したもの | 表 | 示 | 仕 | 立 | 方 |
| ルメートル 縦トチ | ルメートル 横トチ | 底ルメートル 幅 | 重(グラム) さ | 製紙工場名、製袋工場名及び風袋の重量並びに「第一種紙袋」の文字を表面に表示したもの | 表 | 示 | 仕 | 立 | 方 |
| (±) 八二〇 | (±) 四一九 | (±) 〇・一五〇 | (±) 二一三〇〇 | 各層とも新クラフト紙又は新クラフト伸張紙を用いて七層とし、底部は、紙ひも製バンドを当て、裏側の袋口の一枚又は三枚を約三センチメートル折り返して | 表 | 示 | 仕 | 立 | 方 |

形状

原紙は、JIS P三四〇一（クラフト紙一種）MS―八四、JIS P三四〇一（クラフト紙五種一号）EK―一八三又はJIS P三四〇一（クラフト紙五種二号）EK二―八四に規定されたクラフト紙とし、口ひもは、紙ひも製バンド（紙ひも八本を幅一〇ミリメートル以下に並列帯状に固着させたもので、引張り強さ六八キログラム以上のもの）とする。

第一種紙袋

材料

荷造り

(h)

紙袋

その他樹脂袋

前各号に掲げる樹脂袋以外の樹脂袋

袋口をそろえ裏側に三回以上折り曲げ、両端から約七センチメートルの箇所袋口の中央に折り曲げて、左右の口ひもで片結びとする。

| | | | | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|----------|--|---|--|---|
| (±) 八二〇 | (±) 四二八 | (±) 五二一 | (±) 三二九 | (±) 一九〇五 | 袋の中央部に幅約一センチメートルを隔てて、製造会社別に定める色縦糸の二本を織り込んだもの | 袋口は、ヒートカットし、底部はアンテナス縫いとし、両側をそれぞれ、袋口の七センチメートルの長さの補強材と、裏側を当てる | 袋の中央部に幅約一センチメートルを隔てて、製造会社別に定める色縦糸の二本を織り込んだもの | 袋口は、ヒートカットし、底部はアンテナス縫いとし、両側をそれぞれ、袋口の七センチメートルの長さの補強材と、裏側を当てる |
|---------|---------|---------|---------|----------|--|---|--|---|

| | | |
|---|-----------|--------|
| (±) | 八 二〇 | 〔ルメート〕 |
| (±) | 四 一 二 | 〔ルメート〕 |
| (±) | 〇七・五 五 | 〔ルメート〕 |
| (±) | 二八 〇〇 | (グラム) |
| 製紙工場名、製袋工場名及び風袋の重量並びに「第二種紙袋」の文字を表面に表示したもの | | |
| 各層とも新クラフト紙又は新クラフト伸張紙を用いて四層とし、底部は、補強テープとクレープ紙をしてミシン縫いの付けし、その上に当て紙をしてミシン縫いの付けたものとして、八ミリメートル又は一〇ミリメートルとする。 | | |

荷造り 袋口にも紙又はクレープ紙を当て、袋口と平行に当て糸をして縫糸二本でミシン縫いとし、縫目の間隔は、八ミリメートル又は一〇ミリメートルとする。

第三種紙袋 材料 原紙は、JIS P三四〇一（クラフト紙一種）MS一八四、JIS P三四〇一（クラフト紙五種一号）EK一八三又はJIS P三四〇一（クラフト紙五種二号）EK二一八四に規定されたクラフト紙とし、縫い糸に用いる糸は、綿糸三〇番手一二本より、ビニロン糸二〇番手六本よりその他これらと同等以上の強度をもつものとする。

形状

| | | |
|--|-----------|--------------|
| (±) | 八 二〇 | 〔ルメート〕 縦 |
| (±) | 四 一 二 | 〔ルメート〕 横 |
| (±) | 〇七・五 五 | 〔ルメート〕 ひだ |
| (±) | 二九 一〇五 | 重 (グラム) さ |
| 製紙工場名、製袋工場名及び風袋の重量並びに「第三種紙袋」の文字を表面に表示したもの | | |
| 表 示 | | |
| 各層とも新クラフト紙又は新クラフト伸張紙を用いて四層とし、排出口側は端を四層重ねた状態で二回折り曲げ、引きひも付き補強紙をはったもの | | |
| 仕 立 方 | | |

荷造り 注入口側にも紙又はクレープ紙を当て、当て紙をしてミシン縫いとし、縫い目の間隔は八ミリメートル又は一〇ミリメートルとする。

その他紙袋

前各号に掲げる紙袋以外の紙袋

(二) ポリエチレンフィルム袋

ポリエチレンフィルム袋

材料

原反は、H A O L L（炭素数六以上のαオレフィン系モノマーとする直鎖状低密度ポリエチレン）樹脂を主原料にインフレーション押出機により、J I S Z 一七〇七（食品包装用プラスチックフィルム通則）に基づく引張試験の級区分二級以上、ダート衝撃試験九〇〇グラム以上のフィルムに加工したもので、全面に七〇ミクロンの針により微細な通気孔（マイクローパーフォレーション）を開け、縦に五センチメートル幅二本の帯状にエンボス（防滑）加工したものとす。

形状

| | | | | |
|----|-------|--------|---------|------|
| 項目 | 飼料用もみ | 合格 | 等級 | 項目 |
| | | 九〇 | 発芽率 (%) | 最低限度 |
| | | 九〇 | 整粒 (%) | 最高限度 |
| | | 標準品 | 形質 | 最高限度 |
| | | 一四・五 | 水分 (%) | 最高限度 |
| | | 〇・五 | 被害粒 (%) | 最高限度 |
| | | 〇・二 | 異物 (%) | 最高限度 |
| | | 品種固有の色 | 色 | |

(ロ) 規格外—合格の品位に適合しないもみであつて、異種穀粒及び異物を五〇%以上混入していないもの種子水稻うるちもみ、種子水稻もちもみ、種子陸稲うるちもみ及び種子陸稲もちもみ

| | | | |
|----|------|----------|------------------|
| 項目 | 合格 | 等級 | 項目 |
| | 七〇 | 整粒 (%) | 最低限度 |
| | 標準品 | 形質 | 最高限度 |
| | 一四・五 | 水分 (%) | 最高限度 |
| | 六 | 計 (%) | 被害粒、着色粒、異種穀粒及び異物 |
| | 〇・二 | 着色粒 (%) | 被害粒、着色粒、異種穀粒及び異物 |
| | 〇・三 | 異種穀粒 (%) | 被害粒、着色粒、異種穀粒及び異物 |
| | 〇・二 | 異物 (%) | 被害粒、着色粒、異種穀粒及び異物 |

(イ) 品位
水稻うるちもみ、水稻もちもみ、陸稲うるちもみ及び陸稲もちもみ

荷造り

溶着の場合にあつては、注入口をそろえ、注入口と平行にヒートシール機により溶着させるものとする。

粘着テープの場合にあつては、注入口をそろえ、内容物の高さで両側のひだ部を合わせて一回以上折り曲げ、専用の粘着テープ（幅五・五センチメートル、長さ三四センチメートル）で折り付けるものとする。

その他ポリエチレンフィルム袋
前号に掲げるポリエチレンフィルム袋以外のポリエチレンフィルム袋

| | | |
|-------------|-----------------|----------------|
| (-) (+) | 七五 一二五 | 縦 センチメートル |
| (±) | 三四 一 | 横 センチメートル |
| (±) | 一六 一 | ひだ センチメートル |
| (-) (+) | 一二五 一〇五 五 | 重さ (グラム) |
| (平均) | 一八〇 (平均) | 厚み マイクロメートル |
| 線を表示したもの | | 表示 |
| 部をマット印刷したもの | | 仕立方 |

原料製造工場名、製袋工場名及び風袋の重量並びに「ポリエチレンフィルム袋」の文字を表面に表示し、注入口及び底部から二センチメートルにそれぞれ平行な線を表示したもの

ヒートシール機により、注入口側上端の二隅を点状に底部は底部と平行に溶着したもの。又は、これに注入口及び底部のひだ部分をコーナーシールしたもので、検査証明欄を印刷するものにあつては、該当部をマット印刷したもの

| 等級 | 合格 | |
|---------------|--------------------|------------------|
| | 一四・五 | 二五 |
| 水 (%) 分 | 被 (%) 害 粒 | 異 種 穀 粒 |
| | | |
| 一 | 一 | 異 (%) 物 |
| | | |
| 二 | 二 | |

規格外—合格の品位に適合しないもみであつて、異種穀粒及び異物を五〇%以上混入していないもの成分

(イ) たんぱく質(%)
(ロ) アミロース(%)

附

- 一 水分の最高限度は、当分の間、本表の数値に一・〇%を加算したものとす。
- 二 水稲もちもみ及び陸稲もちもみのうち合格のものには、その種類以外のもみが二%を超えて混入してはならない。
- 三 種子もみにおける異種穀粒及び異品種粒の混入限度
 - イ 異なる品種を交配した一代雑種の種子もみにあつては、異種穀粒が混入してはならず、かつ、異品種粒が二%を超えて混入してはならない。
 - ロ 原種として生産された雄性不稔系統の種子もみにあつては、異種穀粒が混入してはならず、かつ、異品種粒が二%を超えて混入してはならない。
 - ハ イ及びロに掲げる種子もみ以外の種子もみにあつては、異種穀粒及び異品種粒が混入してはならない。
- 四 種子もみとして検査の請求をしたもみで種子もみの等級に格付けされなかつたものについては、水稲うるちもみ、水稲もちもみ、陸稲うるちもみ又は陸稲もちもみとしてそれぞれの規格を適用する。
- 五 飼料用もみには、異物として土砂(これに類するものとして農林水産省農産局長(以下「農産局長」という。)が定めるものを含む。)が混入してはならない。
- 六 包装には、農産局長が別に定めるところにより、あらかじめ農産物検査員(農産物検査法(昭和二十六年法律第百四十四号)第十七条第二項第一号に規定する者)をいう。以下同じ。)が包装の規格に適合するものとして確認を行った麻袋、樹脂袋、紙袋又はポリエチレンフィルム袋を使用していなければならない。

定義

- 一 百分率—全量に対する重量比をいう。ただし、発芽率の場合を除く。
- 二 整形粒—被害粒、未熟粒、異種穀粒及び異物を除いた粒をいう。
- 三 質—充実度、質の硬軟、粒ぞろい、粒形及び光沢をいう。
- 四 分—常圧加熱乾燥法のうち、一〇五度乾燥法によるものをいう。
- 五 被害粒—損傷を受けた粒(発芽粒、病害粒、くされ粒、虫害粒、傷もみ、砕粒等)をいう。ただし、普通もみにあつては、損傷が軽微で玄米の品質及びもみすり歩合に影響を及ぼさない程度のもみを除き、飼料用もみにあつては、発芽粒、病害粒及びくされ粒をいう。
- 六 着色粒—粒面の全部又は一部が着色した粒及び赤米をいう。ただし、とう精によつて除かれ、又は精米の品質及び精米歩合に著しい影響を及ぼさない程度のもみを除く。
- 七 未熟粒—成熟していない粒をいう。
- 八 異種穀粒—その種類のもみ(普通もちもみにあつては、もみ)を除いた他の穀粒をいう。
- 九 異物—穀粒を除いた他のものをいう。
- 一〇 発芽率—摂氏二五度で一四日間以内に発芽した正常発芽粒の供試した整粒等に対する粒数歩合をいう。
- 一一 整粒等—整粒、未熟粒及び被害粒(原形の二分の一以下の砕粒を除く。)をいう。

一二 たんぱく質―精米につき窒素定量法により換算値五・九五を用いたもの又はこれと同等の精度でその測定結果が得られる近赤外分析計を用いて測定したものをいう。

一三 アミロース―精米につきよう素呈色比色法により分光光度計を用いて測定したものをいう。

二 玄米

(一) 種類
 水稲うるち玄米 水稲もち玄米 陸稲うるち玄米 陸稲もち玄米 醸造用玄米 飼料用玄米

(二) 銘柄
 イ 水稲うるち玄米
 産地品種銘柄

水稲うるちもみの産地品種銘柄に同じ。

ロ 水稲もち玄米
 産地品種銘柄
 水稲もちもみの産地品種銘柄に同じ。

ハ 醸造用玄米
 産地品種銘柄

産地品種銘柄は、次の表の上欄に掲げる道府県において生産された同表の下欄に掲げる品種とする。

| 道府県 | 品 | 種 |
|-----|--|---|
| 北海道 | きたしずく、吟風及び彗星 | |
| 青森県 | 吟烏帽子、古城錦、華想い、華さやか、華吹雪及び豊盃 | |
| 岩手県 | ぎんおとめ、吟ぎんが及び結の香 | |
| 宮城県 | 吟のいろは、蔵の華、ひより、美山錦及び山田錦 | |
| 秋田県 | 秋田酒こまち、秋の精、一穂積、改良信交、吟の精、華吹雪、百田、星あかり、美郷錦及び美山錦 | |
| 山形県 | 羽州誉、改良信交、亀粹、京の華、五百万石、酒未来、龍の落とし子、出羽燦々、出羽の里、豊国、美山錦、山酒四号、山田錦及び雪女神 | |
| 福島県 | 京の華一号、五百万石、華吹雪、福乃香、美山錦、山田錦及び夢の香 | |
| 茨城県 | 五百万石、ひたち錦、美山錦、山田錦、若水及び渡船 | |
| 栃木県 | 五百万石、とちぎ酒一四、ひとごころ、美山錦、山田錦及び夢ささら | |
| 群馬県 | 改良信交、五百万石、舞風、山酒四号、山田錦及び若水 | |
| 埼玉県 | 五百万石、さけ武蔵及び山田錦 | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------------------|-------------------------|--------------|----------|---|--------------|-------------|--------------------|-----------------------|-----------------|---------------|------------------|----------------------------------|---------------------------|----------------------------------|----------------------------|-----------------------|--|-------------|------------------|
| 島根県 | 島取県 | 和歌山県 | 奈良県 | 兵庫県 | 大阪府 | 京都府 | 滋賀県 | 三重県 | 愛知県 | 静岡県 | 岐阜県 | 長野県 | 山梨県 | 福井県 | 石川県 | 富山県 | 新潟県 | 神奈川県 | 千葉県 |
| 縁の舞、改良雄町、改良八反流、神の舞、五百万石、佐香錦及び山田錦 | 強力、五百万石、玉栄、鳥系酒一〇五号及び山田錦 | 五百万石、玉栄及び山田錦 | 露葉風及び山田錦 | 愛山、伊勢錦、いにしへの舞、五百万石、白菊、新山田穂一号、神力、たかね錦、たかね錦、フクノハナ、辨慶、山田錦、山田穂及び渡船二号、兵庫北錦、兵庫恋錦、Hyogo Sake 八五、兵庫錦、兵庫夢錦 | 雄町、五百万石及び山田錦 | 祝、五百万石及び山田錦 | 吟吹雪、滋賀渡船六号、玉栄及び山田錦 | 伊勢錦、神の穂、五百万石、山田錦及び弓形穂 | 山田錦、夢吟香、夢山水及び若水 | 五百万石、誉富士及び山田錦 | 揖斐の誉、五百万石及びひだほまれ | 金紋錦、山恵錦、しらかば錦、たかね錦、ひとごち、美山錦及び山田錦 | 吟のさと、玉栄、ひとごち、美山錦、山田錦及び夢山水 | おくほまれ、九頭竜、越の雫、五百万石、さかほまれ、神力及び山田錦 | 石川酒六八号、石川門、五百万石、北陸一二号及び山田錦 | 雄山錦、五百万石、富の香、美山錦及び山田錦 | 一本、菊水、越神楽、越淡麗、五百万石、たかね錦、八反錦二号、北陸一二号、山田錦及び楽風舞 | 山田錦、楽風舞及び若水 | 雄町、五百万石、総の舞及び山田錦 |

| | |
|------|----------------------------|
| 岡山県 | 雄町、吟のさと及び山田錦 |
| 広島県 | 雄町、こいおまち、千本錦、八反、八反錦一号及び山田錦 |
| 山口県 | 五百万石、西都の雫、白鶴錦及び山田錦 |
| 徳島県 | 吟のさと及び山田錦 |
| 香川県 | 雄町及び山田錦 |
| 愛媛県 | しづく媛及び山田錦 |
| 高知県 | 風鳴子、吟の夢、土佐麗及び山田錦 |
| 福岡県 | 雄町、吟のさと、壽限無及び山田錦 |
| 佐賀県 | 西海一三四号、さかの華及び山田錦 |
| 長崎県 | 山田錦 |
| 熊本県 | 吟のさと、神力、華錦及び山田錦 |
| 大分県 | 雄町、吟のさと、五百万石、山田錦及び若水 |
| 宮崎県 | ちほのまい、はなかくら及び山田錦 |
| 鹿児島県 | 山田錦 |

(三) 規格

イ 量目

麻袋又は樹脂袋詰めの場合 六〇キログラム又は三〇キログラム。ただし、特上から三等まで以外に該当すると認められるものは、五〇キログラム又は二五キログラムとすることができる。

紙袋詰めの場合 三〇キログラム又は二〇キログラム。ただし、特上から三等まで以外に該当すると認められるものは、二五キログラムとすることができる。

ポリエチレンフィルム詰めの場合 三〇キログラム。ただし、特上から三等まで以外に該当すると認められるものは、二五キログラムとすることができる。

ロ 荷造り及び包装

(イ) 麻袋

もみの荷造り及び包装の場合の麻袋に同じ。

(ロ) 樹脂袋

もみの荷造り及び包装の場合の樹脂袋に同じ。

(ハ) 紙袋

第一種紙袋
もみの荷造り及び包装の場合の第一種紙袋に同じ。

第二種紙袋
もみの荷造り及び包装の場合の第二種紙袋に同じ。

第三種紙袋
もみの荷造り及び包装の場合の第三種紙袋に同じ。

第四種紙袋
もみの荷造り及び包装の場合の第四種紙袋に同じ。

材料
原紙は、JIS P三四〇一（クラフト紙五種一号）EK一八三又はJIS P三四〇一（クラフト紙五種二号）EK二一八四に規定されたクラフト伸張紙とする。

形状

| | | | | | | | | | |
|--|----------------|-----------------------------------|----------------|------------------------------|-----------------|-------------------------|-----------------|------------|---------------------|
| (±) 六 一 | 縦 〔センチメートル〕 | (±) 三 六 ・ 五 ・ 八 | 横 〔センチメートル〕 | (±) 七 ・ 五 ・ 六 | ひだ 〔センチメートル〕 | (±) 一 二 〇 七 | 重 （グラム） さ | 表 示 | 仕 立 方 |
| <p>荷造り 注入口を揃え、内容物の高さで両側のひだを整え、両面テープ側に袋を折り、封緘用粘着テープではり付けるものとする。</p> <p>その他紙袋 前各号に掲げる紙袋以外の紙袋</p> <p>(イ) ポリエチレンフィルム袋 もみの荷造り及び包装の場合のポリエチレンフィルム袋に同じ。</p> <p>(ロ) フレキシブルコンテナバッグ 推奨フレキシブルコンテナバッグの形状</p> <p>推奨フレキシブルコンテナバッグの形状は、方形かつ充填質量が一、〇八〇キログラムのものとし、JIS Z一六五一に規定する性能に適合しているもの。</p> <p>その他フレキシブルコンテナバッグ 前号に掲げる推奨フレキシブルコンテナバッグ以外のフレキシブルコンテナバッグ</p> | | | | | | | | | |

| | | |
|----|------|------|
| 項目 | 最低限度 | 最高限度 |
|----|------|------|

ハ 品位
(イ) 水稲うるち玄米

| 等級 | | 項目 | |
|-----------------|------|---------------------|--|
| (%) 粒 | 最低限度 | | |
| 形質 | | | |
| 水 (%) 分 | 最高限度 | | |
| (%) 計 | | 被害粒、死米、着色粒、異種穀粒及び異物 | |
| (%) 米 | | | |
| (%) 着色粒 | | | |
| (%) 異み | | 異種穀粒 | |
| (%) 麦 | | 粒 | |
| もみ及び麦を除いたもの (%) | | | |
| (%) 異物 | | | |

(ハ) 規格外一等から三等までのそれぞれの品位に適合しない玄米であつて、異種穀粒及び異物を五〇%以上混入していないもの
陸稲うるち玄米及び陸稲もち玄米

| 等級 | | 項目 | |
|-------|-------|-------|-----------------|
| 三等 | 二等 | 一等 | |
| 四五 | 六〇 | 七〇 | (%) 粒 |
| 三等標準品 | 二等標準品 | 一等標準品 | 形質 |
| 一五・〇 | 一五・〇 | 一五・〇 | 水 (%) 分 |
| 三〇 | 二〇 | 一五 | (%) 計 |
| 二〇 | 一〇 | 七 | (%) 米 |
| 〇・七 | 〇・三 | 〇・一 | (%) 着色粒 |
| 一・〇 | 〇・五 | 〇・三 | (%) 異み |
| 〇・七 | 〇・三 | 〇・一 | (%) 麦 |
| 一・〇 | 〇・五 | 〇・三 | もみ及び麦を除いたもの (%) |
| 〇・六 | 〇・四 | 〇・二 | (%) 異物 |

(ロ) 規格外一等から三等までのそれぞれの品位に適合しない玄米であつて、異種穀粒及び異物を五〇%以上混入していないもの
水稲もち玄米

| 等級 | | 項目 | |
|-------|-------|-------|----------|
| 三等 | 二等 | 一等 | |
| 四五 | 六〇 | 七〇 | (%) 粒 |
| 三等標準品 | 二等標準品 | 一等標準品 | 形質 |
| 一五・〇 | 一五・〇 | 一五・〇 | 水 (%) 分 |
| 三〇 | 二〇 | 一五 | (%) 計 |
| 二〇 | 一〇 | 七 | (%) 米 |
| 〇・七 | 〇・三 | 〇・一 | (%) 着色粒 |
| 一・七 | 〇・八 | 〇・四 | (%) 異種穀粒 |
| 〇・六 | 〇・四 | 〇・二 | (%) 異物 |

被害粒、死米、着色粒、異種穀粒及び異物

二 規格外—合格の品位に適合しない玄米であつて、異種穀粒及び異物を五〇%以上混入していないもの成分

| 項目 | 等級 | | 項目 | | 最 高 限 度 |
|------------------|-----------|-----------|------------------------|------------------------|------------------|
| | 合格 | 等級 | 項目 | | |
| 最 高 限 度 | 一五・〇 | (%) 水分 | 被 害 粒 | | 異 種 穀 粒 |
| | 二五 | (%) もみ | (%) 表 | もみ及び麦を 除いたもの (%) | |
| | 三 | (%) み | (%) 表 | | |
| | 一 | (%) もみ | (%) 表 | もみ及び麦を 除いたもの (%) | |
| | 一 | (%) もみ | (%) 表 | | |
| | 一 | (%) もみ | (%) 表 | もみ及び麦を 除いたもの (%) | |
| 一 | (%) もみ | (%) 表 | もみ及び麦を 除いたもの (%) | | |

(ホ) 規格外—特上から三等までのそれぞれの品位に適合しない醸造用玄米であつて、もみ及び異物を五〇%以上混入していないもの飼料用玄米

| 項目 | 等級 | | | | | 最 高 限 度 |
|------------------|----------|---------------|--------------------|---------------|---------------|---|
| | 特 上 | 特 等 | 一 等 | 二 等 | 三 等 | |
| 最 低 限 度 | 九〇 | 八〇 | 七〇 | 六〇 | 四五 | 色 |
| | 特上標準品 | 特等標準品 | 一等標準品 | 二等標準品 | 三等標準品 | |
| 最 高 限 度 | 一五・〇 | 一五・〇 | 一五・〇 | 一五・〇 | 一五・〇 | 被 害 粒 、 死 米 、 着 色 粒 、 も み 及 び 異 物 |
| | 五 | 〇 | 一 | 二 | 三 | |
| | (%) 計 | (%) 死 米 | (%) 着 色 粒 | (%) も み | (%) 異 物 | |
| | 三 | 五 | 七 | 〇 | 一 | |
| | 〇・〇 | 〇・〇 | 〇・〇 | 〇・〇 | 〇・〇 | |
| | 〇・一 | 〇・二 | 〇・三 | 〇・四 | 〇・五 | |
| 〇・一 | 〇・二 | 〇・三 | 〇・四 | 〇・五 | | |
| 〇・一 | 〇・二 | 〇・三 | 〇・四 | 〇・五 | | |

(ニ) 規格外—一等から三等までのそれぞれの品位に適合しない玄米であつて、異種穀粒及び異物を五〇%以上混入していないもの醸造用玄米

| 項目 | 等級 | | 最 高 限 度 | | | |
|------------------|----------|---------------|---|--------------------|---------------|---------------|
| | 一等 | 二等 | | | | |
| 最 低 限 度 | 六五 | 五五 | 色 | | | |
| | 一等標準品 | 二等標準品 | | | | |
| 最 高 限 度 | 一五・〇 | 一五・〇 | 被 害 粒 、 死 米 、 着 色 粒 、 も み 及 び 異 物 | | | |
| | 一五 | 二〇 | | | | |
| | (%) 計 | (%) 死 米 | | (%) 着 色 粒 | (%) も み | (%) 異 物 |
| | 七 | 〇 | | 一 | 二 | 三 |
| | 〇・一 | 〇・三 | | 〇・四 | 〇・五 | 〇・六 |
| | 〇・一 | 〇・二 | | 〇・三 | 〇・四 | 〇・五 |
| 〇・一 | 〇・二 | 〇・三 | 〇・四 | 〇・五 | | |

附

(イ) たんぱく質(%)
(ロ) アミロース(%)

一 醸造用玄米を除く玄米の水分の最高限度は、各等級とも、当分の間、本表の数値に一・〇%を加算したものとす。
二 次の道県で生産された醸造用玄米に限り、その水分の最高限度は各等級とも本表の数値にそれぞれ次の数値を加算したものとす。
北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形及び福島各道県 一・〇%
新潟、富山、石川、福井、鳥取、島根及び沖繩各県 〇・五%

三 玄米には、異物として土砂(これに類するものとして農産局長が定めるものを含む。)が混入してはならない。
四 醸造用玄米には、もみを除く異種穀粒及び異品種粒が混入してはならない。
五 包装には、農産局長が別に定めるところにより、あらかじめ農産物検査員が包装の規格に適合するものとして確認を行った麻袋、樹脂袋、紙袋又はポリエチレンフィルム袋又はフレキシブルコンテナバッグを使用していなければならない。

定義

- 一 百分率—全量に対する重量比をいう。
 - 二 整形—粒—被害粒、死米、未熟粒、異種穀粒及び異物を除いた粒をいう。
 - 三 形質—皮部の厚薄、充実度、質の硬軟、粒ぞろい、粒形、光沢並びに肌ずれ、心白及び腹白の程度をいう。
 - 四 水—分—もみの定義の水分に同じ。
 - 五 被害—粒—損傷を受けた粒(発芽粒、病害粒、芽くされ粒、虫害粒、胴割粒、奇形粒、茶米、碎粒等)をいう。ただし、醸造用玄米における胴割粒を除き、損傷が軽微で精米の品質及び精米歩合に影響を及ぼさない程度のもを除き、飼料用玄米にあつては、発芽粒、病害粒及び芽くされ粒をいう。
 - 六 死—米—充実していない粉状質の粒(青死米及び白死米)をいう。
 - 七 着色—粒—もみの定義の着色粒に同じ。
 - 八 未熟—粒—死米を除いた成熟していない粒をいう。
 - 九 異種穀—粒—その種類の玄米(もち玄米にあつては、玄米)を除いた他の穀粒をいう。
 - 一〇 異物—もみの定義の異物に同じ。
 - 一一 たんぱく質—もみの定義のたんぱく質に同じ。
 - 一二 アミロース—もみの定義のアミロースに同じ。
- 三 精米
- (一) 種類
 - 水稲うるち精米 水稲もち精米 陸稲うるち精米 陸稲もち精米
 - (二) 規格
 - イ 量目 紙袋詰めの場合 三〇キログラム
 - ロ 荷造り及び包装
 - 紙袋
 - 第一種紙袋 第一種紙袋
 - 第二種紙袋 第二種紙袋
 - 第三種紙袋 第三種紙袋
 - もみの荷造り及び包装の場合の第一種紙袋に同じ。
 - もみの荷造り及び包装の場合の第二種紙袋に同じ。
 - もみの荷造り及び包装の場合の第三種紙袋に同じ。
- ハ 品位

(イ) 七分づき精米

| 等級 | 項目 | |
|-------|-------|-------|
| | 最低限度 | 最高限度 |
| 等外 | 二等標準品 | 一等標準品 |
| 等外標準品 | 一五・〇 | 一五・〇 |
| 二 | 二〇 | 一〇 |
| 二 | 二 | 一 |
| 〇・二 | 〇・二 | 〇・〇 |
| 一五 | 五 | 二 |
| 〇・〇 | 〇・〇 | 〇・〇 |
| 〇・三 | 〇・二 | 〇・一 |

(ロ) 規格外—一等から等外までのそれぞれの品位に適合しない精米であつて、異種穀粒及び異物が五〇%以上混入していないもの完全精米

| 等級 | 項目 | |
|-------|-------|-------|
| | 最低限度 | 最高限度 |
| 等外 | 二等標準品 | 一等標準品 |
| 等外標準品 | 一五・〇 | 一五・〇 |
| 二 | 二〇 | 一〇 |
| 二 | 二 | 一 |
| 〇・二 | 〇・二 | 〇・〇 |
| 一五 | 五 | 二 |
| 〇・〇 | 〇・〇 | 〇・〇 |
| 〇・二 | 〇・一 | 〇・〇 |

規格外—一等から等外までのそれぞれの品位に適合しない精米であつて、異種穀粒及び異物が五〇%以上混入していないもの成分

(イ) たんぱく質(%)

(ロ) アミロース(%)

一 水分の最高限度は、各等級とも、当分の間、本表の数値に一・〇%を加算したものとす。

二 もち精米には、その種類以外の精米が一等のものにあつては〇%、二等のものにあつては二%、等外のものにあつては三%を超えて混入してはならない

三 精米には、異物として土砂（これに類するものとして農産局長が定めるものを含む。）が混入してはならない。
 四 包装には、農産局長が別に定めるところにより、あらかじめ農産物検査員が包装の規格に適合するものとして確認を行った紙袋を使用していなければならない。

定義
 一 百分率—玄米の定義の百分率に同じ。
 二 質—ぬか層のはく離及びぬかの付着の程度、粒ぞろい並びに心白及び腹白の程度をいう。
 三 水分—ぬか層の定義の水分に同じ。
 四 粉状質—粒質が粉状又は半粉状の粒をいう。
 五 被害—粒—汚染し、又は損傷を受けた粒（砕粒を除く。）をいう。
 六 着色—粒—粒面の全部又は一部が着色した粒及び赤米をいう。ただし、精米の品質に著しい影響を及ぼさない程度のもものを除く。
 七 砕粒—粒—その大きさが完全粒の三分の二から四分の一（針金二五番線ふるい目の開き一・七ミリメートルのふるいをもつて分け、そのふるいの上に残る程度の大きさをいう。）までの粒をいう。
 八 異種穀粒—その種類の精米（もち精米にあつては、精米）を除いた他の穀粒をいう。
 九 異物—その大きさが完全粒の四分の一未満の精米粒及び穀粒を除いた他のものをいう。
 一〇 たんぱく質—もみの定義のたんぱく質に同じ。
 一一 アミロース—もみの定義のアミロースに同じ。

四 小麦類
 (一) 普通小麦 種子小麦
 (二) 産地品種銘柄 強力小麦 種子小麦
 イ 普通小麦 産地品種銘柄

産地品種銘柄は、次の表の上欄に掲げる道府県において生産された同表の下欄に掲げる品種とする。

| 道府県 | 品 | 種 |
|-----|--|---|
| 北海道 | キタノカオリ、きたほなみ、北見九五号、タクネコムギ、つるきち、はるきらり、ハルユタカ、春よ恋、ホクシン、みのり のちから及びゆめちから | |
| 青森県 | キタカミコムギ、ナンブコムギ、ネバリゴシ、もち姫及びゆきちから | |
| 岩手県 | キタカミコムギ、銀河のちから、コユキコムギ、ナンブキラリ、ナンブコムギ、ネバリゴシ、もち姫、やわら姫、ゆきちから及びゆきはるか | |
| 宮城県 | あおばの恋、銀河のちから、シラネコムギ、夏黄金及びゆきちから | |
| 秋田県 | 銀河のちから及びネバリゴシ | |
| 山形県 | ナンブコムギ及びゆきちから | |
| 福島県 | アブクマワセ、きぬあずま、ふくあかり及びゆきちから | |

| | |
|------|--|
| 茨城県 | きぬの波、さとのそら、農林六一号、ゆめかおり及びユメシホウ |
| 栃木県 | イワイノダイチ、さとのそら、タマイズミ、農林六一号及びゆめかおり |
| 群馬県 | きぬの波、さとのそら、ダブル八号、つるぴかり、農林六一号及びゆめかおり |
| 埼玉県 | あやひかり、さとのそら、農林六一号及びハナマンテン |
| 千葉県 | さとのそら、農林六一号及びユメシホウ |
| 神奈川県 | あやひかり、さとのそら、ニシノカオリ、農林六一号、ゆめかおり及びユメシホウ |
| 新潟県 | 夏黄金及びゆきちから |
| 富山県 | さとのそら及びゆきちから |
| 石川県 | シロガネコムギ、ナンブコムギ及びゆきちから |
| 福井県 | 福井県大三号 |
| 山梨県 | きぬの波、農林六一号及びゆめかおり |
| 長野県 | しゅんよう、シラネコムギ、ハナマンテン、ユメアサヒ、ゆめかおり、ゆめきらり、ユメセイキ及びゆめちから |
| 岐阜県 | イワイノダイチ、さとのそら、タマイズミ及び農林六一号 |
| 静岡県 | イワイノダイチ、きぬあかり及び農林六一号 |
| 愛知県 | イワイノダイチ、きぬあかり及びゆめあかり |
| 三重県 | あやひかり、さとのそら、タマイズミ、ニシノカオリ、もち姫及びユメシホウ |
| 滋賀県 | シロガネコムギ、ニシノカオリ、農林六一号、びわほなみ、ふくさやか、ミナミノカオリ及びゆめちから |
| 京都府 | せときらら、ニシノカオリ及び農林六一号 |
| 兵庫県 | シロガネコムギ、せときらら、セトデュール、ふくほのか、ミナミノカオリ及びゆめちから |
| 奈良県 | ふくはるか |
| 鳥取県 | 銀河のちから、チクゴイズミ及びミナミノカオリ |

| | |
|------|---|
| 鹿児島県 | せときらら及びミナミノカオリ |
| 宮崎県 | チクゴイズミ及びミナミノカオリ |
| 大分県 | チクゴイズミ、ニシノカオリ、農林六一号、はるみずき及びミナミノカオリ |
| 熊本県 | くまきらり、シロガネコムギ、チクゴイズミ及びミナミノカオリ |
| 長崎県 | シロガネコムギ、チクゴイズミ、長崎W二号及びミナミノカオリ |
| 佐賀県 | さちかおり、シロガネコムギ、チクゴイズミ、はる風ふわり及びミナミノカオリ |
| 福岡県 | シロガネコムギ、チクゴイズミ、ちくしW二号、にしのやわら、ニシホナミ、ミナミノカオリ及びみなみのやわら |
| 愛媛県 | せときらら、チクゴイズミ及びミナミノカオリ |
| 香川県 | さぬきの夢二〇〇九 |
| 徳島県 | チクゴイズミ |
| 山口県 | せときらら及びふくさやか |
| 広島県 | キヌヒメ、ふくさやか及びミナミノカオリ |
| 岡山県 | シラサギコムギ、せときらら及びふくほのか |
| 島根県 | 農林六一号及びゆめちから |

ロ 強力小麦

品種銘柄

アオバコムギ

(三) 規格

イ 量目

麻袋又は樹脂袋詰めの場合

紙袋詰めの場合

ロ 荷造り及び包装

(イ) 麻袋

もみの荷造り及び包装の場合の第一種麻袋から第三種麻袋までに同じ。

(ロ) 樹脂袋

もみの荷造り及び包装の場合の第一種樹脂袋から第三種樹脂袋までに同じ。

六〇キログラム又は三〇キログラム。ただし、一等及び二等以外に該当すると認められるものは、五〇キログラム又は二五キログラムとすることができる。

三〇キログラム。ただし、一等及び二等以外に該当すると認められるものは、二五キログラムとすることができる。

| | | | | | | | | | | | | |
|--------|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 種 類 | 項目 | 最 | 低 | 限 | 度 | 最 | 高 | 異 | 限 | 物 | 度 | 色 |
| | | | | | | | | | | | | |

(ハ) 規格外―異臭のあるもの又は一等及び二等のそれぞれの品位に適合しない強力小麦であつて、異種穀粒及び異物を五〇%以上混入していないもの種子小麦

| 項目 | 等級 | | 容積重 (グラム) | 整粒 (%) | 硝子率 (%) | 形質 | 水分 (%) | 異品種粒 (%) | (%)計 | 異種穀粒 (%) | 麦角粒 (%) | なまぐさ黒穂病粒率 (%) | 麦角粒及びなまぐさ黒穂病の粒を除いたもの (%) |
|----|-------|-------|--------------|-----------|------------|----|-----------|-------------|------|-------------|------------|------------------|-----------------------------|
| | 二等 | 一等 | | | | | | | | | | | |
| | 七三〇 | 七六〇 | | | | | | | | | | | |
| | 六五 | 七五 | | | | | | | | | | | |
| | ― | 七〇 | | | | | | | | | | | |
| | 二等標準品 | 一等標準品 | | | | | | | | | | | |
| | 一二・五 | 一二・五 | | | | | | | | | | | |
| | 一〇・〇 | 五・〇 | | | | | | | | | | | |
| | 一五・〇 | 五・〇 | | | | | | | | | | | |
| | 一・〇 | 〇・五 | | | | | | | | | | | |
| | 〇・〇 | 〇・〇 | | | | | | | | | | | |
| | 〇・一 | 〇・一 | | | | | | | | | | | |
| | 〇・六 | 〇・四 | | | | | | | | | | | |

(ロ) 規格外―異臭のあるもの又は一等及び二等のそれぞれの品位に適合しない普通小麦であつて、異種穀粒及び異物を五〇%以上混入していないもの強力小麦

| 項目 | 等級 | | 容積重 (グラム) | 整粒 (%) | 形質 | 水分 (%) | (%)計 | 異種穀粒 (%) | 麦角粒 (%) | なまぐさ黒穂病粒率 (%) | 麦角粒及びなまぐさ黒穂病粒を除いたもの (%) |
|----|-------|-------|--------------|-----------|----|-----------|------|-------------|------------|------------------|----------------------------|
| | 二等 | 一等 | | | | | | | | | |
| | 七三〇 | 七八〇 | | | | | | | | | |
| | 六〇 | 七五 | | | | | | | | | |
| | 二等標準品 | 一等標準品 | | | | | | | | | |
| | 一二・五 | 一二・五 | | | | | | | | | |
| | 一五・〇 | 五・〇 | | | | | | | | | |
| | 一・〇 | 〇・五 | | | | | | | | | |
| | 〇・〇 | 〇・〇 | | | | | | | | | |
| | 〇・一 | 〇・一 | | | | | | | | | |
| | 〇・六 | 〇・四 | | | | | | | | | |

(イ) 紙袋
もみの荷造り及び包装の場合の第一種紙袋から第二種紙袋までに同じ。
品位
普通小麦

| 強力小麦 | 普通小麦 | 等級 | 容積重 | | 整粒(%) | 硝子率(%) | 発芽率(%) | 形質 | 水分(%) | 被害粒(%) | 麦角粒 | | 品種固有の色 |
|------|------|----|-------|-----|-------|--------|--------|-----|-------|--------|-----|--------|--------|
| | | | (グラム) | 重 | | | | | | | (%) | たもの(%) | |
| 合格 | 合格 | | 七四〇 | 七四〇 | 九〇 | 七〇 | 八〇 | 標準品 | 一二・五 | 〇・五 | 〇・〇 | 〇・二 | 品種固有の色 |

ニ成分
(イ)たんばく質(%)
(ロ)でん粉

附

- 一 普通小麦の規格は、品種銘柄として定められた品種以外的小麦(種子小麦を除く。)について適用する。
- 二 強力小麦の規格は、品種銘柄として定められた品種(種子小麦を除く。)について適用する。
- 三 普通小麦及び強力小麦のうち一等及び二等のものには、被害粒のうち発芽粒が二・〇%、赤かび粒が〇・〇%及び黒かび粒が五・〇%を超えて混入してはならない。
- 四 普通小麦のうち一等及び二等のものには、強力小麦が一・〇%を超えて混入してはならない。
- 五 小麦には、異物として土砂(これに類するものとして農産局長が定めるものを含む。)が混入してはならない。
- 六 種子小麦には、異臭があつてはならない。
- 七 種子小麦には、異品種粒、異種穀粒又はなまぐさ黒穂病粒が混入してはならない。
- 八 包装には、農産局長が別に定めるところにより、あらかじめ農産物検査員が包装の規格に適合するものとして確認を行った麻袋、樹脂袋又は紙袋を使用していなければならない。

定義

- 一 百分率—全量に対する重量比をいう。ただし、なまぐさ黒穂病粒率、硝子率及び発芽率の場合を除く。
- 二 容積重—重量—ブルウエル穀粒計で測定した一リットルの重量をいう。
- 三 整形粒—二ミリメートルの縦目ぶるいをもつて分け、そのふるいの上に残る健全粒をいう。
- 四 形質—皮部の厚薄、充実度、質の硬軟、粒ぞろい、粒形、光沢等をいう。
- 五 水分—もみの定義の水分に同じ。
- 六 被害粒—損傷を受けた粒(発芽粒、病害粒、くされ粒、たい色粒、虫害粒、碎粒、熱損粒及び種子小麦についての芽くされ粒、胴割粒等)をいう。ただし、普通小麦及び強力小麦にあつては、被害が軽微で小麦粉の品質及び製粉歩合に影響を及ぼさない程度のもものを除く。
- 七 発芽率—発根又は発芽している粒及び発根又は発芽のこん跡のある粒をいう。
- 八 赤かび粒—赤かび病菌等に侵されて赤色を帯びた粒をいう。
- 九 黒かび粒—黒かび又は菌等に侵されて黒色を帯びた粒をいう。
- 一〇 異品種粒—その品種以外的小麦の粒をいう。
- 一一 異種穀粒—小麦を除いた他の穀粒をいう。
- 一二 異物—もみの定義の異物に同じ。
- 一三 麦角粒—麦角菌糸のかたまり及び麦角菌に侵された穀粒をいう。
- 一四 なまぐさ黒穂病粒率—なまぐさ黒穂病菌に侵された粒の供試した粒に対する粒数歩合をいう。
- 一五 硝子率—整粒中の硝子質粒の供試した正常発芽粒の供試した健全粒等に対する粒数歩合をいう。
- 一六 発芽率—整粒中の硝子質粒の供試した正常発芽粒の供試した健全粒等に対する粒数歩合をいう。
- 一七 健全粒率—健全粒、成熟していない粒及び被害粒(原形の二分の一以下の碎粒を除く。)をいう。
- 一八 たんばく質—窒素定量法により換算値五・七〇を用いたもの又はこれと同等の精度でその測定結果が得られる近赤外分析計を用いて測定したものをいう。

一九五〇年産 粉—落球粘度計により測定したものをいう。

(一) 種類

普通小粒大麥 普通大粒大麥 ビール大麥 種子大麥

(二) 銘柄

普通小粒大麥

産地品種銘柄

産地品種銘柄は、次の表の上欄に掲げる県において生産された同表の下欄に掲げる品種とする。

| 県 | 品 種 |
|------|---------------------------|
| 岩手県 | シュンライ及びファイバースノウ |
| 宮城県 | シュンライ、ホワイトファイバー及びミノリムギ |
| 山形県 | シュンライ |
| 福島県 | シュンライ及びべんけいむぎ |
| 茨城県 | カシマゴール及びカシマムギ |
| 栃木県 | シュンライ |
| 群馬県 | さやかぜ、シュンライ及びセツゲンモチ |
| 埼玉県 | すずかぜ |
| 千葉県 | カシマムギ |
| 神奈川県 | カシマゴール |
| 新潟県 | はねうまもち及びミノリムギ |
| 富山県 | ファイバースノウ |
| 石川県 | ファイバースノウ、ホワイトファイバー及びミノリムギ |
| 福井県 | はねうまもち及びファイバースノウ |
| 山梨県 | ファイバースノウ |
| 長野県 | シュンライ、ファイバースノウ及びホワイトファイバー |

| | | | |
|-------------|-----------------|-------------|------------------------------|
| 道 府 県 | 品 種 | 岐 阜 県 | カシマゴールド、さやかぜ、ファイバースノウ及びミノリムギ |
| 静 岡 県 | シユンライ | 静 岡 県 | シユンライ |
| 愛 知 県 | カシマゴールド及びさやかぜ | 愛 知 県 | カシマゴールド及びさやかぜ |
| 三 重 県 | ファイバースノウ | 三 重 県 | ファイバースノウ |
| 滋 賀 県 | ファイバースノウ及びミノリムギ | 滋 賀 県 | ファイバースノウ及びミノリムギ |
| 兵 庫 県 | シユンライ及びファイバースノウ | 兵 庫 県 | シユンライ及びファイバースノウ |
| 鳥 取 県 | シユンライ | 鳥 取 県 | シユンライ |
| 広 島 県 | さやかぜ | 広 島 県 | さやかぜ |
| 大 分 県 | ホワイトファイバー | 大 分 県 | ホワイトファイバー |

ロ 普通大粒大麦
 産地品種銘柄
 産地品種銘柄は、次の表の上欄に掲げる道府県において生産された同表の下欄に掲げる品種とする。

| | | | |
|-------------|---|-------------|---|
| 道 府 県 | 品 種 | 北 海 道 | 札幌二号及びりょうふう |
| 茨 城 県 | ミカモゴールド | 茨 城 県 | ミカモゴールド |
| 栃 木 県 | アスカゴールド、サチホゴールド、スカイゴールド、とちのいぶき、ニューサチホゴールド及びもち絹香 | 栃 木 県 | アスカゴールド、サチホゴールド、スカイゴールド、とちのいぶき、ニューサチホゴールド及びもち絹香 |
| 群 馬 県 | サチホゴールド及びミカモゴールド | 群 馬 県 | サチホゴールド及びミカモゴールド |
| 静 岡 県 | ミカモゴールド | 静 岡 県 | ミカモゴールド |
| 滋 賀 県 | サチホゴールド | 滋 賀 県 | サチホゴールド |
| 京 都 府 | サチホゴールド | 京 都 府 | サチホゴールド |
| 鳥 取 県 | しゅんれい | 鳥 取 県 | しゅんれい |
| 島 根 県 | サチホゴールド | 島 根 県 | サチホゴールド |

| | |
|------|---------------------------------------|
| 岡山県 | サチホゴールド、スカイゴールド及びミハルゴールド |
| 山口県 | サチホゴールド |
| 徳島県 | ニシノホシ |
| 高知県 | ニシノチカラ及びはるか二条 |
| 福岡県 | くすもち二条、しゅんれい、はるか二条、はるさやか、はるしずく及びほうしゅん |
| 佐賀県 | 煌二条、サチホゴールド、白妙二条、しらゆり二条、ニシノホシ及びはるか二条 |
| 長崎県 | はるか二条 |
| 熊本県 | ニシノホシ及びはるしずく |
| 大分県 | サチホゴールド、トヨノホシ及びニシノホシ |
| 宮崎県 | ニシノホシ、はるか二条及びはるしずく |
| 鹿児島県 | ニシノホシ及びはるか二条 |

(三) 規格

イ 量目

- (イ) 普通小粒大麦、普通大粒大麦及び種子大麦
- (ロ) 紙袋又は樹脂袋詰めの場合 五〇キログラム又は二五キログラム。ただし、一等及び二等以外に該当すると認められるものは、四〇キログラム又は二〇キログラムとすることができる。
- (ハ) 紙袋詰めの場合 二五キログラム。ただし、一等及び二等以外に該当すると認められるものは、二〇キログラムとすることができる。
- (ニ) ビール大麦
- (ホ) 紙袋又は樹脂袋詰めの場合 五〇キログラム又は二五キログラム
- (ヘ) 紙袋詰めの場合 二五キログラム
- (ヘ) 荷造り及び包装の場合の第一種麻袋から第三種麻袋までに同じ。
- (ヘ) 荷造り及び包装の場合の第一種樹脂袋から第三種樹脂袋までに同じ。
- (ヘ) 荷造り及び包装の場合の第一種紙袋から第二種紙袋までに同じ。
- (イ) 品位 普通小粒大麦 (ロ)に掲げるものを除く。

| 等級 | | 項目 | |
|-------|-------|--------------|------|
| 二等 | 一等 | 容積重 (グラム) | 最低限度 |
| 五六〇 | 六二〇 | 整粒 (%) | 最低限度 |
| 六〇 | 七五 | 形質 | 最低限度 |
| 二等標準品 | 一等標準品 | 水分 (%) | 最高限度 |
| 一三・〇 | 一三・〇 | (%計) | 最高限度 |
| 一五・〇 | 五・〇 | 熱損粒 (%) | 最高限度 |
| 〇・五 | 〇・五 | 異種穀粒 (%) | 最高限度 |
| 一・〇 | 〇・五 | 異物 | 最高限度 |
| 〇・〇 | 〇・〇 | 異物 | 最高限度 |
| 〇・〇 | 〇・〇 | 異物 | 最高限度 |
| 〇・六 | 〇・四 | 異物 | 最高限度 |

(ハ) 規格外―異臭のあるもの又は合格の品位に適合しない普通小粒大麦（飼料用に供されるもの）であつて、異種穀粒及び異物を五〇%以上混入していないもの
 普通大粒大麦（(ニ)に掲げるものを除く。）

| 等級 | | 項目 | |
|------|-----|------------|------|
| 合格 | 一等 | 水分 (%) | 最高限度 |
| 一四・〇 | 四五 | 細麦 (%) | 最高限度 |
| 四五 | 二五 | 被害粒 (%) | 最高限度 |
| 二五 | 一一 | (%計) | 最高限度 |
| 一一 | 〇・〇 | 異種穀粒及び異物 | 最高限度 |
| 〇・〇 | 〇・〇 | 異物 | 最高限度 |
| 〇・〇 | 一 | 異物 | 最高限度 |

(ロ) 規格外―異臭のあるもの又は一等及び二等のそれぞれの品位に適合しない普通小粒大麦であつて、異種穀粒及び異物を五〇%以上混入していないもの
 普通小粒大麦（飼料用に供されるもの）

| 等級 | | 項目 | |
|-------|-------|--------------|------|
| 二等 | 一等 | 容積重 (グラム) | 最低限度 |
| 五四〇 | 六〇〇 | 整粒 (%) | 最低限度 |
| 六〇 | 七五 | 形質 | 最低限度 |
| 二等標準品 | 一等標準品 | 水分 (%) | 最高限度 |
| 一三・〇 | 一三・〇 | (%計) | 最高限度 |
| 一五・〇 | 五・〇 | 熱損粒 (%) | 最高限度 |
| 〇・五 | 〇・五 | 異種穀粒 (%) | 最高限度 |
| 一・〇 | 〇・五 | 異物 | 最高限度 |
| 〇・〇 | 〇・〇 | 異物 | 最高限度 |
| 〇・〇 | 〇・〇 | 異物 | 最高限度 |
| 〇・六 | 〇・四 | 異物 | 最高限度 |

(二) 規格外—異臭のあるもの又は一等及び二等のそれぞれの品位に適合しない普通大粒大麦であって、異種穀粒及び異物を五〇%以上混入していないもの
 (ホ) 普通小粒大麦（飼料用に供されるもの）
 ビール大麦（飼料用に供されるもの）の品位に同じ。

| 項目 | 等級 | | | 最低限度 | | 最高限度 | |
|---------------------------|--------|-------|--------|--------------|------------|-----------|---------------------------|
| | 等外上 | 二等 | 一等 | 容積重 (グラム) | 発芽勢 (%) | 整粒 (%) | 形質 |
| 容積重 (グラム) | 六〇〇 | 六三〇 | 六四五 | 九五 | 九五 | 九〇 | 形質 |
| 発芽勢 (%) | 九五 | 九五 | 九五 | 七〇 | 八〇 | 九〇 | 水 (%) 分 |
| 整粒 (%) | 七〇 | 八〇 | 九〇 | 等外上標準品 | 二等標準品 | 一等標準品 | 細 (%) 麦 |
| 形質 | 等外上標準品 | 二等標準品 | 一等標準品 | 一三・〇 | 一三・〇 | 一三・〇 | (%)計 |
| 水 (%) 分 | 一三・〇 | 一三・〇 | 一三・〇 | 六・〇 | 三・〇 | 二・〇 | 異品種粒 及び異種 穀粒 (%) |
| 細 (%) 麦 | — | 一〇・〇 | 五・〇 | 〇・二 | 〇・二 | 〇・二 | 異物 |
| (%)計 | 六・〇 | 三・〇 | 二・〇 | 〇・二 | 〇・二 | 〇・二 | 異物 |
| 異品種粒 及び異種 穀粒 (%) | 〇・二 | 〇・二 | 〇・二 | 〇・二 | 〇・二 | 〇・二 | 異物 |
| 異物 | 〇・二 | 〇・二 | 〇・二 | 〇・二 | 〇・二 | 〇・二 | 色 |
| 色 | — | — | 品種固有の色 | — | — | — | 色 |

(ハ) 種子大麦

| 種類 | 等級 | 項目 | | 最低限度 | | 最高限度 | |
|--------|----|--------------|----------------------|-----------|-----|---------------|------------|
| | | 容積重 (グラム) | 発芽率 (%) | 整粒 (%) | 形質 | 水 (%) 分 | 被害粒 (%) |
| 普通小粒大麦 | 合格 | 五六〇 | 八〇 | 九〇 | 標準品 | 一三・〇 | 〇・五 |
| 普通大粒大麦 | 合格 | 五九〇 | 八〇 | 九〇 | 標準品 | 一三・〇 | 〇・五 |
| ビール大麦 | 合格 | 五九〇 | 八〇 | 九〇 | 標準品 | 一三・〇 | 〇・五 |
| 異物 | | | 麦角粒を 除いたもの (%) | | | | |
| 色 | | | | | | | |

附
 一 普通小粒大麦の規格は、二条大麦以外のもので飼料用に供されぬものについて適用する。
 二 普通大粒大麦の規格は、二条大麦（種子大麦を除く。）で飼料用又は醸造用に供されぬものについて適用する。
 三 普通小粒大麦（飼料用に供されるもの）の規格は、二条大麦以外のもので飼料用に供されるものについて適用する。
 四 普通大粒大麦（飼料用に供されるもの）の規格は、二条大麦（種子大麦を除く。）で飼料用に供されるものについて適用する。
 五 普通小粒大麦（飼料用に供されるもの）及び普通大粒大麦（飼料用に供されるもの）の規格が適用されるものについては、銘柄の規定は、適用しない。
 六 この規格で「飼料用に供される」とは、単体飼料又は配合飼料の原料に供されることをいう。

| 北海道 | 道 県 | 品 種 |
|-------|--------|--|
| キラリモチ | | 産地品種銘柄は、次の表の上欄に掲げる道県において生産された同表の下欄に掲げる品種とする。 |
| | | <p>七 ビール大麦の規格は、二条大麦（種子大麦を除く。）で醸造用に供されるものについて適用する。</p> <p>八 ビール大麦の発芽勢は、後熟後における数値とする。</p> <p>九 被害粒のうち赤かび粒は、普通小粒大麦及び普通大粒大麦のうち一等及び二等のもの並びにビール大麦にあっては0.0%、普通小粒大麦（飼料用に供されるもの）及び普通大粒大麦（飼料用に供されるもの）のうち合格のものにあっては10.0%を超えて混入してはならない。</p> <p>一〇 ビール大麦及び種子大麦には、異臭があるものとして農産局長が定めるものを含む。）が混入してはならない。</p> <p>一一 種子大麦には、異品種粒又は異種穀粒が混入してはならない。</p> <p>一二 包装には、農産局長が別に定めるところにより、あらかじめ農産物検査員が包装の規格に適合するものとして確認を行った麻袋、樹脂袋又は紙袋を使用してはならない。</p> <p>定義</p> <p>一 百分率—全量に対する重量比をいう。ただし、発芽勢及び発芽率の場合を除く。</p> <p>二 容積—小麦の定義の容積重に同じ。</p> <p>三 整積—粒—二ミリメートル（普通大粒大麦及びビール大麦の等外上にあつては二・二ミリメートル、ビール大麦の一等及び二等にあつては二・五ミリメートル）の縦目ぶるいをもって分け、そのふるいの上に残る健全粒をいう。</p> <p>四 形質—小麦の定義の形質に同じ。</p> <p>五 水分—小麦の定義の水分に同じ。</p> <p>六 被害粒—損傷を受けた粒（発芽粒、病害粒、くされ粒、たい色粒、虫害粒、胴割粒、砕粒、熱損粒、空洞粒、硬質粒並びにビール大麦及び種子大麦に於いての芽くされ粒、剥皮粒等）をいう。ただし、被害が軽微で、普通小粒大麦及び普通大粒大麦にあっては精麦の品質及び精麦歩合に影響を及ぼさない程度のもので、普通小粒大麦（飼料用に供されるもの）及び普通大粒大麦（飼料用に供されるもの）にあっては飼料の品質及び製麦歩合に影響を及ぼさない程度のもので、ビール大麦にあっては麦芽の品質及び製麦歩合に影響を及ぼさない程度のもので、除く。</p> <p>七 赤かび粒—小麦の定義の赤かび粒に同じ。</p> <p>八 熱損粒—熱等によって損傷を受け、でん粉層まで茶褐色、茶色又は黒色に変色した粒をいう。</p> <p>九 異品種粒—ビール大麦についての異品種粒とは、ビール大麦以外の大粒の粒をいう。</p> <p>一〇 異種穀粒—小麦を除いた他の穀粒をいう。</p> <p>一一 異物—小麦の定義の異物に同じ。</p> <p>一二 麦角—小麦の定義の麦角粒に同じ。</p> <p>一三 発芽率—普通小粒大麦（飼料用に供されるもの）及び普通大粒大麦（飼料用に供されるもの）にあっては二ミリメートル、ビール大麦にあっては二・二ミリメートルの縦目ぶるいをもって分け、そのふるいを通して大粒の粒をいう。</p> <p>一四 細芽—普通小粒大麦（飼料用に供されるもの）及び普通大粒大麦（飼料用に供されるもの）にあっては二ミリメートル、ビール大麦にあっては二・二ミリメートルの縦目ぶるいをもって分け、そのふるいを通して大粒の粒をいう。</p> <p>一五 発芽率—摂氏20°度で七日間以内に発芽した正常発芽粒の供試した健全粒等に対する粒数歩合をいう。</p> <p>一六 健全粒等—小麦の定義の健全粒等に同じ。</p> <p>六 裸麦類</p> <p>(一) 普通裸麦 種子裸麦</p> <p>(二) 産地品種銘柄</p> |

(三) 規格

イ 量目

麻袋又は樹脂袋詰めの場合 六〇キログラム又は三〇キログラム。ただし、一等及び二等以外に該当すると認められるものは、五〇キログラム又は二五キログラム

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|--------------|---------------|-----------|----------------------|--------|-----------------------------|---------------|---------------|-------|-------|---------------------|--------|---------------|---------------------|---------------------|----------------------|----------|-------|
| 宮崎県 | 大分県 | 熊本県 | 長崎県 | 佐賀県 | 福岡県 | 愛媛県 | 香川県 | 徳島県 | 山口県 | 広島県 | 岡山県 | 島根県 | 兵庫県 | 滋賀県 | 愛知県 | 埼玉県 | 栃木県 | 茨城県 |
| 宮崎裸 | トヨノカゼ及びハルアカネ | イチバンボシ及びダイシモチ | 長崎御島及び御島稗 | イチバンボシ、ダイシモチ及びユメサキボシ | イチバンボシ | ダイシモチ、ハルヒメボシ、マンネンボシ及びユメサキボシ | イチバンボシ及びダイシモチ | イチバンボシ及びダイシモチ | トヨノカゼ | キラリモチ | イチバンボシ、ダイシモチ及びキラリモチ | イチバンボシ | キラリモチ及び米澤モチ二号 | イチバンボシ、キラリモチ及びダイシモチ | ビューファイバー及びワキシーフアイバー | イチバンボシ、キラリモチ及びもっちりぼし | ビューファイバー | キラリモチ |

紙袋詰めの場合
 ロ 荷造り及び包装

ラムとすることができる。
 三〇キログラム。ただし、一等及び二等以外に該当すると認められるものは、二五キログラムとすることができる。

(イ) 麻袋
 もみの荷造り及び包装の場合の第一種麻袋から第三種麻袋までに同じ。
 (ロ) 樹脂袋
 もみの荷造り及び包装の場合の第一種樹脂袋から第三種樹脂袋までに同じ。
 (ハ) 紙袋
 もみの荷造り及び包装の場合の第一種紙袋から第二種紙袋までに同じ。

ハ 品位
 (イ) 普通裸麦

| 項目 | 等級 | | 項目 | 最低限度 | 最高限度 |
|------------------|----------------------|-------|----------------------|-------|-----------|
| | 一等 | 二等 | | | |
| 容積重 (グラム) | 七六〇 | 七一〇 | 整粒 (%) | 七〇 | 五五 |
| | 形質 | 一等標準品 | | 二等標準品 | 水分 (%) |
| 被害粒、熱損粒、異種穀粒及び異物 | 熱損粒 (%) | 五・〇 | 異種穀粒 (%) | 異物 | 一五・〇 |
| | | 〇・五 | | | 〇・五 |
| 異物 | 麦角粒 (%) | 〇・五 | 麦角粒 (%) | 異物 | 一・〇 |
| | | 〇・〇 | | | 〇・〇 |
| 色 | 麦角粒を 除いたもの (%) | 〇・四 | 麦角粒を 除いたもの (%) | 異物 | 〇・六 |
| | | 〇・二 | | | 〇・二 |

(ロ) 規格外―異臭のあるもの又は一等及び二等のそれぞれの品位に適合しない普通裸麦であって、異種穀粒及び異物を五〇%以上混入していないもの
 種子裸麦

| 項目 | 等級 | | 項目 | 最低限度 | 最高限度 |
|------------------|----------------------|-----|----------------------|-----------|------|
| | 一等 | 二等 | | | |
| 容積重 (グラム) | 七六〇 | 七六〇 | 整粒 (%) | 八〇 | 九〇 |
| | 形質 | 標準品 | | 水分 (%) | 一三・〇 |
| 被害粒、熱損粒、異種穀粒及び異物 | 熱損粒 (%) | 五・五 | 異種穀粒 (%) | 異物 | 〇・五 |
| | | 〇・五 | | | 〇・五 |
| 異物 | 麦角粒 (%) | 〇・五 | 麦角粒を 除いたもの (%) | 異物 | 〇・二 |
| | | 〇・〇 | | | 〇・〇 |
| 色 | 麦角粒を 除いたもの (%) | 〇・四 | 麦角粒を 除いたもの (%) | 異物 | 〇・六 |
| | | 〇・二 | | | 〇・二 |

附
 一 普通裸麦のうち一等及び二等のものにあつては、被害粒のうち赤かび粒が〇・〇%を超えて混入してはならない。
 二 裸麦には、異物として土砂(これに類するものとして農産局長が定めるものを含む。)が混入してはならない。
 三 種子裸麦には、異臭があつてはならない。
 四 種子裸麦には、異品種粒又は異種穀粒が混入してはならない。

五 包装には、農産局長が別に定めるところにより、あらかじめ農産物検査員が包装の規格に適合するものとして確認を行った麻袋、樹脂袋又は紙袋を使用していなければならない。

- 定義
- 一 百分率—もみの定義の百分率に同じ。
 - 二 容積—小麦の定義の容積重に同じ。
 - 三 整形—小麦の定義の整粒に同じ。
 - 四 形質—小麦の定義の形質に同じ。
 - 五 水分—小麦の定義の水分に同じ。
 - 六 被害—粒—損傷を受けた粒（発芽粒、病害粒、くされ粒、たい色粒、虫害粒、胴割粒、碎粒、熱損粒及び種子裸麦についての芽くされ粒等）をいう。ただし、普通裸麦にあつては被害が軽微で精麦の品質及び精麦歩合に影響を及ぼさない程度のもをを除く。
 - 七 赤かび—小麦の定義の赤かび粒に同じ。
 - 八 熱損—小麦の定義の熱損粒に同じ。
 - 九 異種穀—裸麦を除いた他の穀粒をいう。
 - 一〇 異物—もみの定義の異物に同じ。
 - 一一 麥角—小麦の定義の麥角粒に同じ。
 - 一二 發芽率—小麦の定義の發芽率に同じ。
 - 一三 健全粒—小麦の定義の健全粒等に同じ。
- 大豆
- (-) 種類
- イ 普通大豆及び特定加工用大豆
 - ロ 種子大豆
 - ハ 大粒大豆 中粒大豆 小粒大豆 極小粒大豆
 - ニ 銘柄
 - ヘ 普通大豆及び特定加工用大豆
 - コ 産地品種銘柄
- 産地品種銘柄は、次の表の上欄に掲げる道府県において生産された同表の下欄に掲げる品種とする。

| 道府県 | 品 | 種 |
|-----|--|---|
| 北海道 | 秋田（大粒大豆を除く。） カリ（大粒大豆を除く。） 、大袖の舞、大袖振、音更大袖振、タマフクラ、つるの子、ツルムスメ、とよまさり、ハヤヒ | |
| 青森県 | おおすず、オクシロメ（大粒大豆を除く。） 及びシユウリュウ | |
| 岩手県 | 青丸くん、シユウリュウ、スズカリ、ナンブシロメ、ミヤギシロメ、ユキホマレ及びリュウホウ | |
| 宮城県 | あきみやび、あやこがね、きぬさやか、タチナガハ、タンレイ及びミヤギシロメ | |
| 秋田県 | 秋試緑一号、あきたみどり、すずさやか、タチユタカ及びリュウホウ | |

| | |
|-----|---|
| 山形県 | あやこがね、エンレイ、里のほほえみ、シュウリュウ、スズユタカ、タチユタカ及びリュウホウ |
| 福島県 | あやこがね、おおすず、里のほほえみ、スズユタカ、タチナガハ及びふくいぶき |
| 茨城県 | 里のほほえみ、タチナガハ及びハタユタカ |
| 栃木県 | 里のほほえみ及びタチナガハ |
| 群馬県 | オオツル、里のほほえみ、タチナガハ及びハタユタカ |
| 埼玉県 | エンレイ、行田在来、里のほほえみ、タチナガハ及び白光 |
| 千葉県 | サチユタカ、タチナガハ及びフクユタカ |
| 新潟県 | あやこがね、エンレイ、里のほほえみ、スズユタカ及びタチナガハ |
| 富山県 | エンレイ、オオツル及びシュウレイ |
| 石川県 | あやこがね、エンレイ、里のほほえみ及びフクユタカ |
| 福井県 | あやこがね、エンレイ、オオツル、里のほほえみ及びフクユタカ |
| 山梨県 | あやこがね及びナカセンナリ |
| 長野県 | ギンレイ、すずほまれ、タチナガハ、つぶほまれ及びナカセンナリ |
| 岐阜県 | アキシロメ、里のほほえみ、タチナガハ、中鉄砲、つやほまれ及びフクユタカ |
| 静岡県 | フクユタカ |
| 愛知県 | フクユタカ |
| 三重県 | タマホマレ及びフクユタカ |
| 滋賀県 | エンレイ、オオツル、ことゆたか、タマホマレ及びフクユタカ |
| 京都府 | エンレイ、オオツル、京白丹波、サチユタカ及びタマホマレ |
| 兵庫県 | あやこがね、オオツル、こがねさやか、サチユタカ、たつまる、タマホマレ及び夢さよう |
| 奈良県 | あやみどり及びサチユタカ |

| 岩手県 | 北海道 | 道 県 | 品 種 | 鹿 児 島 県 | 宮 崎 県 | 大 分 県 | 熊 本 県 | 長 崎 県 | 佐 賀 県 | 福 岡 県 | 高 知 県 | 愛 媛 県 | 香 川 県 | 徳 島 県 | 山 口 県 | 広 島 県 | 岡 山 県 | 島 根 県 | 鳥 取 県 |
|------------|------------------|-----|-----|---------|--------------|-------|-------|-------|-----------------|---------------------|--------------|--------------|-------|-------|--------------|-------------------|--------------------------|--------------------------------------|-------------------------------|
| コスズ及びすずほのか | スズヒメ、スズマル及びユキシズカ | | | フクユタカ | キヨミドリ及びフクユタカ | フクユタカ | フクユタカ | フクユタカ | 佐大H O 一号及びフクユタカ | キヨミドリ、ちくしB五号及びフクユタカ | サチユタカ及びフクユタカ | サチユタカ及びフクユタカ | フクユタカ | フクユタカ | サチユタカ及びフクユタカ | アキシロメ、あきまる及びサチユタカ | サチユタカ、タマホマレ、トヨシロメ及びフクユタカ | 青丸くん、サチユタカ、シュウレイ、タマホマレ、ナカセンナリ及びフクユタカ | エンレイ、サチユタカ、すずこがね、タマホマレ及び星のめぐみ |

産地品種銘柄
 産地品種銘柄は、次の表の上欄に掲げる道県において生産された同表の下欄に掲げる品種とする。

| | |
|-----|--------------|
| 宮城県 | すずほのか |
| 秋田県 | コスズ |
| 山形県 | すずかおり |
| 福島県 | コスズ及びすずほのか |
| 茨城県 | 納豆小粒 |
| 栃木県 | 納豆小粒 |
| 新潟県 | コスズ及びすずろまん |
| 石川県 | コスズ |
| 長野県 | すずろまん |
| 三重県 | すずおとめ |
| 福岡県 | すずおとめ |
| 熊本県 | すずおとめ及びすずかれん |
| 大分県 | すずおとめ |

(三) 規格
イ 量目

(イ) 普通大豆及び特定加工用大豆

麻袋又は樹脂袋詰めの場合 六〇キログラム又は三〇キログラム
紙袋詰めの場合 三〇キログラム又は二〇キログラム

(ロ) 種子大豆

麻袋又は樹脂袋詰めの場合 六〇キログラム又は三〇キログラム
紙袋詰めの場合 三〇キログラム、二〇キログラム又は一〇キログラム

口 荷造り及び包装

(イ) 麻袋又は樹脂袋

(ロ) 紙袋

第一種紙袋

原紙は、JIS P三四〇一(クラフト紙一種)、JIS P三四〇一(クラフト紙四種)、JIS P三四〇一(クラフト紙五種一号)又はJIS P三四〇一(クラフト紙五種二号)に規定されたクラフト紙とし、口ひもは、紙ひも製バンド(紙ひも八本を幅一〇ミリメートル以下に並列帯状に固着させたもので、引張り強さ六八キログラム以上のも)とする。

| | | | | | |
|--------------------|--------------------|---------------------|---------------------------------|--------|-------------|
| 縦 トチ メ セン | 横 トチ メ セン | ひだ トチ メ セン | 重 さ （ グ ラ ム ） | 表 示 | 仕 立 方 |
|--------------------|--------------------|---------------------|---------------------------------|--------|-------------|

第三種紙袋
 荷造り
 袋口にも紙又はクレープ紙を当て、当て糸をしてミシン縫いとしたものとし、縫目の間隔は、八ミリメートル又は一〇ミリメートルとする。
 材料
 原紙は、JIS P三四〇一（クラフト紙一種）、JIS P三四〇一（クラフト紙二種）に規定されたクラフト紙とする。
 形状

| | | | | | |
|---|---|--|---|--|--|
| 縦 トチ ル メ セン （±） 八 三 七 | 横 トチ ル メ セン （±） 〇 ・ 四 三 二 | ひだ トチ ル メ セン （±） 〇 七 ・ 三 五 | 重 さ （ グ ラ ム ） 三 一 〇 〇 以 下 | 表 示 製紙工場名、製袋工場名及び風袋の重量並びに第二種紙袋の重量並びに面に表示したもの | 仕 立 方 各層とも新クラフト紙又は新クラフト紙伸張紙を用いて三層又は四層とし、底部は、クレープ紙を当て、その上に当て紙をしてミシン縫い（縫目の間隔は、八ミリメートル又は一〇ミリメートルとする。）としたもの |
|---|---|--|---|--|--|

第二種紙袋
 荷造り
 袋口をそろえ裏側に三回以上折り曲げ、両端から約一〇センチメートルの箇所を袋口の中央に折り曲げて、左右の口ひもで真結びとする。
 材料
 原紙は、JIS P三四〇一（クラフト紙一種）、JIS P三四〇一（クラフト紙二種）に規定されたクラフト紙とする。
 形状

| | | | | | |
|---|---|--|--|--|--|
| 縦 トチ ル メ セン （±） 八 二 五 | 横 トチ ル メ セン （±） 四 一 九 | ひだ トチ ル メ セン （±） 〇 ・ 一 五 〇 | 重 さ （ グ ラ ム ） 三 二 三 〇 〇 以 下 | 表 示 製紙工場名、製袋工場名及び風袋の重量並びに第一種紙袋の重量の文字を表面に表したものを | 仕 立 方 各層とも新クラフト紙又は新クラフト紙伸張紙を用いて七層とし、底部は、のり製バンドを当て、裏側の約七センチメートル折り返してのり |
|---|---|--|--|--|--|

形状

| 項目 | 等級 | | | 最低限度 | 最高限度 |
|------------------|---------|-------|-------|-------|------|
| | 一等 | 二等 | 三等 | | |
| 粒度 | 七〇 | 七〇 | 七〇 | 三等標準品 | |
| 形質 | 一等標準品 | 二等標準品 | 三等標準品 | | |
| 水分 | 一五・〇 | 一五・〇 | 一五・〇 | | |
| 被害粒、未熟粒、異種穀粒及び異物 | 計 | 一五 | 二〇 | 三〇 | |
| | 著しい被害粒等 | 一 | 二 | 四 | |
| | 異種穀粒 | 〇 | 一 | 二 | |
| | 異物 | 〇 | 〇 | 〇 | |

ハ品位 荷造り
 (イ) 普通大豆 袋口にも紙又はクレープ紙を当て、当て糸をしてミシン縫いとしたものとし、縫目の間隔は、八ミリメートル又は一〇ミリメートルとする。

| | | | | | | | | | | | |
|---------|-----------------|-----------|-----------------|-----------|------------------|-------|----------------|---|----|---|-----|
| (±) 七二〇 | 縦 ルメセン トチ | (±) 〇・四三二 | 横 ルメセン トチ | (±) 〇七・三五 | ひ ルメセン トチだ | 二五〇以上 | (重 ラム さ) | 製紙工場名、製袋工場名及び風袋の重量並びに第四種紙袋の文字を表面に表示したもの | 表示 | 各層とも新クラフト伸張紙を用いて四層とし、底部は、クレープ紙を当て、その上に当て紙をしてミシン縫いとし、縫目の間隔は八ミリメートル又は一〇ミリメートルとする。 | 仕立方 |
|---------|-----------------|-----------|-----------------|-----------|------------------|-------|----------------|---|----|---|-----|

第四種紙袋 荷造り
 注入口側にも紙又はクレープ紙を当て、当て紙をしてミシン縫いとしたものとし、縫目の間隔は、八ミリメートル又は一〇ミリメートルとする。
 材料 原紙は、JIS P三四〇一(クラフト紙一種)、JIS P三四〇一(クラフト紙四種)、JIS P三四〇一(クラフト紙五種一号)又はJIS P三四〇一(クラフト紙五種二号)に規定されたクラフト紙とする。

| | | | | | | | | | | | |
|---------|----------|-----------|----------|-----------|----------|-------|--|---|--|---|--|
| (±) 八三七 | (ル ル) | (±) 〇・四三二 | (ル ル) | (±) 〇七・三五 | (ル ル) | 三二〇以上 | | 製紙工場名、製袋工場名及び風袋の重量並びに第四種紙袋の文字を表面に表示したもの | | 各層とも新クラフト伸張紙を用いて四層とし、排出側は三層又は四層重ねた状態で二回折り曲げ、引きひも付き補強紙を張り付けたもの | |
|---------|----------|-----------|----------|-----------|----------|-------|--|---|--|---|--|

(u) 規格外一等から三等までのそれぞれの品位に適合しない大豆であつて、異種穀粒及び異物が五〇%以上混入していないもの
 特定加工用大豆

| 合格 | 等級 | | 項目 |
|------|----------------|------------------|------|
| | 最低限度 | 最高限度 | |
| 七〇 | 粒 (%) 度 | | 最低限度 |
| 標準品 | 形 質 | | 最高限度 |
| 一五・〇 | 水 (%) 分 | | 最高限度 |
| 三五 | (%) 計 | 被害粒、未熟粒、異種穀粒及び異物 | 最高限度 |
| 五 | 著しい被害粒等 (%) | | 最高限度 |
| 二 | 異種穀粒 (%) | 異物 | 最高限度 |
| 〇 | 異物 (%) | | 最高限度 |

(h) 規格外合格の品位に適合しない大豆であつて、異種穀粒及び異物が五〇%以上混入していないもの
 種子大豆

| 合格 | 等級 | | 項目 |
|-------|-----------------|------|------|
| | 最低限度 | 最高限度 | |
| 八〇 | 発芽率 (%) | | 最低限度 |
| 合格標準品 | 形 質 | | 最高限度 |
| 一五・〇 | 水 (%) 分 | | 最高限度 |
| 一〇 | 被害粒及び未熟粒 (%) | 異物 | 最高限度 |
| 〇 | 異物 (%) | | 最高限度 |

附

一 北海道において生産された大豆のうち、普通大豆の三等のもの及び特定加工用大豆の合格のものに限り、その水分の最高限度は、本表の数値に一・〇%を加算したものとする。

二 普通大豆及び特定加工用大豆の小粒大豆の産地品種銘柄にあつては直径六・一ミリメートル（北海道で生産されたものにあつては直径六・七ミリメートル）の丸目ふるいをもつて分け、極小粒大豆の産地品種銘柄にあつては直径五・五ミリメートルの丸目ふるいをもつて分け、ふるいの上に残る粒の全量に対する重量比が一〇%未満でなければならぬ。

三 普通大豆の色区分は、黄色、黒色、茶色及び青色とし、それぞれの色の大豆にはその色以外の色のもの粒が一等のものにあつては〇%、二等のものにあつては五%、三等のものにあつては一〇%を超えて混入してはならない。

四 特定加工用大豆の規格は、豆腐・油揚、しょうゆ、きなこ等製品の段階において、大豆の原形をとどめない用途に使用される大豆に適用する。

五 種子大豆には、異種穀粒及び異品種粒が混入してはならない。

六 包装には、農産局長が別に定めるところにより、あらかじめ農産物検査員が包装の規格に適合するものとして確認を行った麻袋、樹脂袋又は紙袋を使用してはならない。

定義
 百分率もみの定義の百分率に同じ。
 一次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる大きさの目の丸目ふるいをもつて分け、ふるいの上に残る粒の全量に対する重量比をいう。

| | |
|----|-----------|
| 区分 | ふるいの目の大きさ |
|----|-----------|

| | |
|-------|--|
| 大粒大豆 | 直径七・九ミリメートル（つるの子及び光黒（北海道で生産されたもの）、ミヤギシロメ（岩手県及び宮城県で生産されたもの）並びにオオツル（群馬県、富山県、福井県、京都府及び兵庫県において生産されたもの）にあつては直径八・五ミリメートル、タマフクラ（北海道で生産されたもの）にあつては直径九・一ミリメートル） |
| 中粒大豆 | 直径七・三ミリメートル |
| 小粒大豆 | 直径五・五ミリメートル |
| 極小粒大豆 | 直径四・九ミリメートル |

- 三形 質―充実度、粒形、色沢、粒ぞろい等をいう。
- 四水 分―もみの定義の水分に同じ。
- 五被害 粒―損傷を受けた粒（病害粒、虫害粒、変質粒、破碎粒、皮切れ粒、はく皮粒等）をいう。ただし、普通大豆にあつては、損傷が軽微で製品の品質に影響を及ぼさない程度のもを、特定加工用大豆にあつては製品の品質に影響を及ぼさない程度のもを除く。
- 六未熟粒―もみの定義の未熟粒に同じ。
- 七著しい被害粒等―被害粒のうち著しく損傷を受けたもの及び未熟粒のうち著しく充実度が劣るものとして農産局長が定めるものをいう。
- 八異品種粒―その品種以外他の大豆の粒をいう。
- 九異種穀粒―大豆を除いた他の穀粒をいう。
- 一〇異物―穀粒を除いた他のもの及び死豆（充実していない粉状質の粒）をいう。
- 一一発芽率―摂氏二五度で八日間以内に発芽した正常発芽粒の供試した整粒等に対する粒数歩合をいう。
- 一二整粒等―整粒（被害粒、未熟粒、異種穀粒及び異物を除いた粒をいう。）、未熟粒及び被害粒（原形の二分の一以下の破碎粒、子葉が一枚の破碎粒及び種皮が完全に離脱したはく皮粒を除く。）をいう。
- 八小豆類
- (一) 一般小豆
- イ 大納言小豆 普通小豆 其他の小豆
- ロ 種子小豆 普通小豆 其他の小豆
- (二) 銘柄 大納言小豆 普通小豆 其他の小豆
- 一般小豆（その他の小豆を除く。）
- 産地銘柄 北海道
- (三) 規格
- イ 量目
- (イ) 一般小豆
- 麻袋又は樹脂袋詰めの場合 六〇キログラム又は三〇キログラム
- 紙袋詰めの場合 三〇キログラム又は二五キログラム
- (ロ) 種子小豆
- 麻袋又は樹脂袋詰めの場合 六〇キログラム又は三〇キログラム
- 紙袋詰めの場合 三〇キログラム又は一〇キログラム
- 荷造り及び包装

(p)(4)
麻袋又は樹脂袋
紙袋

- 第一種紙袋
- 大豆の荷造り及び包装の場合の第一種紙袋に同じ。
- 第二種紙袋
- 大豆の荷造り及び包装の場合の第二種紙袋に同じ。
- 第三種紙袋
- 大豆の荷造り及び包装の場合の第三種紙袋に同じ。
- 第四種紙袋

材料 原紙は、JIS P三四〇一（クラフト紙一種）、JIS P三四〇一（クラフト紙四種）、JIS P三四〇一（クラフト紙五種一号）又はJIS P三四〇一（クラフト紙五種二号）に規定されたクラフト紙とする。

| | | | | | | | | |
|--------------|----------------------|-------------|----------------------|------------------|---------------------------|-----------------|--|--|
| (±) 七七・二五 | 縦 〔セ トル チメ〕 | (±) 〇・四二 | 横 〔セ トル チメ〕 | (±) 〇七・三五 | ひ 〔セ トル チだ メ〕 | (重 グラム さ) | 表 示 | 仕 立 方 |
| | | | | 二三〇〇以上 二七〇〇以下 | | | 製紙工場名、製袋工場名及び風袋の重量並びに第四種紙袋の重量並びに面に表示したもの | 各層とも新クラフト紙又は新クラフト紙伸張紙を用いて四層とし、底部は、クラフト紙を当て、縫目を当てる。八ミリメートル又は一〇ミリメートルの間隔とする。 |

荷造り 袋口にも紙又はクレープ紙を当て、当て糸をしてミシン縫いとしたものとし、縫目の間隔は、八ミリメートル又は一〇ミリメートルとする。

第五種紙袋 材料 原紙は、JIS P三四〇一（クラフト紙一種）、JIS P三四〇一（クラフト紙四種）、JIS P三四〇一（クラフト紙五種一号）又はJIS P三四〇一（クラフト紙五種二号）に規定されたクラフト紙とする。

| | | | | | | | | |
|--------------|----------------------|-------------|----------------------|------------------|---------------------------|-----------------|--|---|
| (±) 七七・二五 | 縦 〔セ トル チメ〕 | (±) 〇・四二 | 横 〔セ トル チメ〕 | (±) 〇七・三五 | ひ 〔セ トル チだ メ〕 | (重 グラム さ) | 表 示 | 仕 立 方 |
| | | | | 二三〇〇以上 二四〇〇以下 | | | 製紙工場名、製袋工場名及び風袋の重量並びに第五種紙袋の重量並びに面に表示したもの | 各層とも新クラフト紙を用いて三層とし、排出側は端を三層重ねた状態で二回折り曲げ、引きひも付き補強紙をはり付けたもの |

荷造り

注 入口側にも紙又はクレープ紙を当て、当て紙をしてミシン縫いとしたものとし、縫目の間隔は、八ミリメートル又は一〇ミリメートルとする。

ハ 品位
(イ) 一般小豆

| 等級 | 項目 | 最低限度 | | 最高限度 | |
|----|----|-------|-------|--------|------------------|
| | | (%) 粒 | 形質 | 水分 (%) | 被害粒、未熟粒、異種穀粒及び異物 |
| 一等 | | 九〇 | 一等標準品 | 一五・〇 | (%) 計 一〇 |
| 二等 | | 八五 | 二等標準品 | 一五・〇 | 〇 |
| 三等 | | 六五 | 三等標準品 | 一五・〇 | 〇 |
| | | | | | 異種穀粒 (%) 〇 |
| | | | | | 異物 (%) 〇 |

(ロ) 規格外一等から三等までのそれぞれの品位に適合しない小豆であつて、異種穀粒及び異物が五〇%以上混入していないもの種子小豆

| 等級 | 項目 | 最低限度 | | 最高限度 | |
|----|----|-------|-------|--------|-------------|
| | | (%) 粒 | 形質 | 水分 (%) | 被害粒及び未熟粒 |
| 合格 | | 九〇 | 合格標準品 | 一五・〇 | 一〇 |
| | | | | | 異物 (%) 〇 |

附

一 一般小豆の規格は、機械より及びみがきを行っている一般小豆に適用する。
 二 北海道において生産された一般小豆に限り、その水分の最高限度は、本表の数値に、二等のものにあつては一・〇%、三等のものにあつては二・〇%を加算したものとす。
 三 一般小豆の大納言小豆、普通小豆又はその他の小豆にあつては、その種類以外の種類の小豆が一等のものにあつては〇%、二等のものにあつては五%、三等のものにあつては一〇%を超えて混入してはならない。
 四 種子小豆には、異種穀粒及び異品種粒が混入してはならない。
 五 包装には、農産局長が別に定めるところにより、あらかじめ農産物検査員が包装の規格に適合するものとして確認を行った麻袋、樹脂袋又は紙袋を使用していなければならない。

定義
 一 百分率—もみの定義の百分率に同じ。
 二 整形粒—もみの定義の整形粒に同じ。
 三 水質—大豆の定義の形質に同じ。
 四 被水—もみの定義の水分に同じ。
 五 被害粒—損傷を受けた粒(病害粒、虫害粒、変質粒、破碎粒、皮切れ粒等)をいう。ただし、一般小豆にあつては、損傷が軽微で製品の品質に影響を及ぼさないものとする。

| 等級 | 項目 | | 最低限度 | 最高限度 |
|----|--------|-------|--------|------------------|
| | 整粒 (%) | 形質 | | |
| 二等 | 八〇 | 二等標準品 | 一六・〇 | 二〇 |
| 一等 | 九〇 | 一等標準品 | 一六・〇 | 一〇 |
| | | | 水分 (%) | 計 (%) |
| | | | | 異種穀粒 (%) |
| | | | | 異物 (%) |
| | | | | 被害粒、未熟粒、異種穀粒及び異物 |

六 未熟粒—もみの定義の未熟粒を除く。
 七 異品種粒—その品種以外の小豆の粒をいう。
 八 異種穀粒—大豆を除いた他の穀粒をいう。
 九 異物—大豆の定義の異物に同じ。
 一〇 発芽率—摂氏二〇度で七日間以内に発芽した整粒の供試した整粒に対する粒数歩合をいう。
 (一) 種類
 イ 普通いんげん
 ロ 中長うずら 大手亡 大正金時 北海金時 丹頂金時 大正白金時 白金時 福白金時 その他の金時 とら豆 白花豆 大福 その他のいんげん
 (二) 銘柄
 普通いんげん(その他の金時及びその他のいんげんを除く。)
 産地銘柄
 北海金時 丹頂金時 大正白金時 白金時 福白金時 その他の金時 とら豆 白花豆 大福 その他のいんげん
 (三) 規格
 産地銘柄
 北海金時 丹頂金時 大正白金時 白金時 福白金時 その他の金時 とら豆 白花豆 大福 その他のいんげん
 (イ) 量目
 普通いんげん 六〇キログラム又は三〇キログラム
 麻袋又は樹脂袋詰めの場合 三〇キログラム
 紙袋詰めの場合 六〇キログラム又は三〇キログラム
 (ロ) 種子いんげん 六〇キログラム又は三〇キログラム
 麻袋又は樹脂袋詰めの場合 三〇キログラム又は一〇キログラム
 紙袋詰めの場合 六〇キログラム又は三〇キログラム
 荷造り及び包装 三〇キログラム又は一〇キログラム
 麻袋又は樹脂袋 三〇キログラム又は一〇キログラム
 紙袋 三〇キログラム又は一〇キログラム
 (ハ) 品位
 大豆の荷造り及び包装の場合の紙袋に同じ。

| | | | | | | |
|--------|--------|-----------------------|------------------|--------|---|---|
| 三 等 | 六 五 | 三 等 標 準 品 | 一 六 ・ 〇 | 三 五 | 一 | 〇 |
|--------|--------|-----------------------|------------------|--------|---|---|

(a) 規格外一等から三等までのそれぞれの品位に適合しないいんげんであって、異種穀粒及び異物が五〇%以上混入していないもの種子いんげん

| 等級 | 項目 | | 合格標準品 | 水分 (%) | 被害粒及び未熟粒 (%) | 異物 (%) |
|-----|--------|---------|-------|--------|--------------|--------|
| | 整粒 (%) | 発芽率 (%) | | | | |
| 合 格 | 八五 | 九〇 | 合 格 | 一六・〇 | 一五 | 〇 |

附

- 一 普通いんげんの規格は、機械より、手より等の調製を行っているいんげんに適用する。
- 二 北海道において生産された普通いんげんの白花豆及び大福に限り、その水分の最高限度は、本表の数値に、二等のものにあつては一・〇%、三等のものにあつては二・〇%を加算したものとす。
- 三 普通いんげんの中長うずら、大手亡、とら豆、白花豆及び大福にあつては、その種類以外の種類のいんげんが混入してはならない。
- 四 普通いんげんの種類のうち、「大正金時、北海金時、丹頂金時」及び「大正白金時、白金時、福白金時」をそれぞれ区分し、その区分した種類以外のいんげんが混入してはならず、かつ、それぞれ区分した種類間において一等のものにあつては〇%、二等のものにあつては五%、三等のものにあつては一〇%を超えて混入してはならない。
- 五 普通いんげんのその他の金時及びその他のいんげんにあつては、これらの種類以外の種類のいんげんが一等のものにあつては〇%、二等のものにあつては五%、三等のものにあつては一〇%を超えて混入してはならない。
- 六 種子いんげんには、異種穀粒及び異品種粒が混入してはならない。
- 七 包装には、農産局長が別に定めるところにより、あらかじめ農産物検査員が包装の規格に適合するものとして確認を行った麻袋、樹脂袋又は紙袋を使用していなければならない。

定義

- 一 百分率もみの定義の百分率に同じ。
- 二 整形粒もみの定義の整形粒に同じ。
- 三 形質もみの定義の形質に同じ。
- 四 水分もみの定義の水分に同じ。
- 五 被害粒もみの定義の被害粒、虫害粒、変質粒、破碎粒、皮切れ粒等をいう。ただし、普通いんげんにあつては、損傷が軽微で製品の品質に影響を及ぼさない程度のもを除く。
- 六 未熟粒もみの定義の未熟粒に同じ。
- 七 異品種粒その品種以外のいんげんの粒をいう。
- 八 異種穀粒いんげんを除いた他の穀粒をいう。
- 九 異物大豆の定義の異物に同じ。
- 一〇 発芽率小豆の定義の発芽率に同じ。
- 十一 かんしよ生切干
- (一) 種類かんしよ生切干
- (二) 規格かんしよ平切干 かんしよ粗碎切干
- イ 量目

(イ) かんしょ平切干
 麻袋又は樹脂袋詰めの場合 四〇キログラム又は三〇キログラム
 紙袋詰めの場合 三〇キログラム又は二五キログラム
 (ロ) かんしょ平切干
 荷造り及び包装 二〇キログラム
 (ハ) かんしょ平切干
 麻袋、樹脂袋又は紙袋
 (ニ) かんしょ粗碎切干
 麻袋又は樹脂袋詰めの場合 五〇キログラム
 紙袋詰めの場合 二〇キログラム

| 項目 | 等級 | | 厚さ (ミリメートル) | 水分 (%) | くず (%) | 変質もの (%) | 異物 (%) |
|------|-------|-------|----------------|-----------|-----------|-------------|-----------|
| | 一等 | 二等 | | | | | |
| 最低限度 | 一等標準品 | 二等標準品 | 五(±)二 | 一三 | 一〇 | 四 | 一・〇 |
| 最高限度 | 五 | 一〇 | 五 | 一三 | 一〇 | 四 | 一・〇 |

(ロ) 規格外―一等及び二等のそれぞれの品位に適合しないもの
 (ハ) かんしょ粗碎切干

| 項目 | 等級 | | 粒 度 (%) | 水分 (%) | くず (%) | 変質もの (%) | 異物 (%) |
|------|-------|-------|---------------|-----------|-----------|-------------|-----------|
| | 一等 | 二等 | | | | | |
| 最低限度 | 一等標準品 | 二等標準品 | 八五 | 一三 | 一〇 | 四 | 一・〇 |
| 最高限度 | 八五 | 一三 | 八五 | 一三 | 一〇 | 四 | 一・〇 |

規格外―一等及び二等のそれぞれの品位に適合しないもの

附
 一 かんしょ粗碎切干の規格は、かんしょ平切干を粗碎したものに限り適用する。
 二 包装には、農産局長が別に定めるところにより、あらかじめ農産物検査員が包装の規格に適合するものとして確認を行った麻袋、樹脂袋又は紙袋を使用して
 定義
 一 百分率―玄米の定義の百分率に同じ。

二 品 質―充実度、質の硬軟、形状の整否（かんしょ平切干の場合に限る。）、色沢の良否等をいう。
 三 厚 さいはさみ尺にて測定したものをいう。
 四 粒 度―一辺の長さが一・五ミリメートル以上二〇ミリメートル未満のもの全量に対する重量比をいう。
 五 水 分―もみの定義の水分に同じ。
 六 く 変 質―皮部の残存の多いものをいう。
 七 質 物―変色したもの、虫害のあるもの、異臭のあるもの等をいう。
 八 異 物―かんしょ生切干を除いた他のものをいう。
 十一 種 類 ば
 (一) 普通そば だつたんそば 種子そば
 (二) 銘柄 産地品種銘柄は、次の表の上欄に掲げる県において生産された同表の下欄に掲げる品種とする。

| | |
|-----|----------------------|
| 県 | 品 種 |
| 青森県 | 階上早生 |
| 山形県 | でわかおり、最上早生及び山形B W 五号 |
| 福島県 | 会津のかおり |
| 茨城県 | 常陸秋そば |
| 長野県 | 長野S 八号 |
| 宮崎県 | 宮崎早生かおり |

(三) 規格
 イ 量目
 麻袋又は樹脂袋詰めの場合 四五キログラム又は二二・五キログラム
 紙袋詰めの場合 二二・五キログラム
 ロ 荷造り及び包装
 麻袋、樹脂袋又は紙袋
 ハ 品位
 (イ) 普通そば(ロ)に掲げるものを除く。)

| 項目 | |
|------|------|
| 容積重 | 最低限度 |
| 水分 | 最高限度 |
| 被害粒 | |
| 異種穀粒 | |
| 異物 | |

| 合格 | 等級 | | 項目 |
|-------|-----------------|------|------|
| | 最低 | 最高 | |
| 六一〇 | 容積重 (グラム) | 最低限度 | 六・一〇 |
| 九〇 | 発芽率 (%) | 最低限度 | 九〇 |
| 合格標準品 | 形質 | 最高限度 | 四 |
| 一六・〇 | 水分 (%) | 最高限度 | 一六・〇 |
| 四 | 被害粒及び未熟粒 (%) | 最高限度 | 四 |
| 一 | 異物 (%) | 最高限度 | 一 |

(三) 規格外一等及び二等のそれぞれの品位に適合しないそばであって、異種穀粒及び異物が五〇%以上混入していないもの種子そば(ホ)に掲げるものを除く。

| 等級 | 項目 | |
|----|-------------|------|
| | 最低限度 | 最高限度 |
| 二等 | 粒度 (%) | 八〇 |
| 一等 | 水分 (%) | 一六・〇 |
| | 被害粒 (%) | 一五 |
| | 異種穀粒 (%) | 二 |
| | 異物 (%) | 一〇 |

(ハ) 規格外一等及び二等のそれぞれの品位に適合しないそば(四倍体)であって、異種穀粒及び異物が五〇%以上混入していないものだったんそば

| 等級 | 項目 | |
|----|--------------|------|
| | 最低限度 | 最高限度 |
| 二等 | 容積重 (グラム) | 五五〇 |
| 一等 | 水分 (%) | 一六・〇 |
| | 被害粒 (%) | 一五 |
| | 異種穀粒 (%) | 二 |
| | 異物 (%) | 一〇 |

(ロ) 規格外一等及び二等のそれぞれの品位に適合しないそばであって、異種穀粒及び異物が五〇%以上混入していないもの普通そば(四倍体)

| 等級 | 項目 | |
|----|--------------|------|
| | 最低限度 | 最高限度 |
| 二等 | 容積重 (グラム) | 五八〇 |
| 一等 | 水分 (%) | 一六・〇 |
| | 被害粒 (%) | 一五 |
| | 異種穀粒 (%) | 二 |
| | 異物 (%) | 一〇 |

(ホ) 種子そば(四倍体)

| 等級 | 項目 | |
|----|--------------|-----------------|
| | 最低限度 | 最高限度 |
| 合格 | 六〇〇 | 九〇 |
| | 容積重 (グラム) | 発芽率 (%) |
| | 合格標準品 | 形質 |
| | 一六・〇 | 水分 (%) |
| | 四 | 被害粒及び未熟粒 (%) |
| | 一 | 異物 (%) |

附

- 一 普通そば(四倍体)及び種子そば(四倍体)の規格は、みやざきおおつぶ及び信州大そばに適用する。
- 二 普通そば(四倍体を除く。)にあつては、直径四・五ミリメートルの丸目ふるいをもつて分け、ふるいの上に残る粒の全量に対する重量比が七〇%未満の場合、一等及び二等の容積重の最低限度はそれぞれ本表の数値に二〇グラムを加算したものとす。
- 三 普通そばには、だつたんそばが〇%を超えて混入してはならない。
- 四 だつたんそばには、普通そばが、一等のものにあつては一%、二等のものにあつては二%を超えて混入してはならない。
- 五 種子そばには、異種穀粒及び異品種粒が混入してはならない。
- 六 包装には、農産局長が別に定めるところにより、あらかじめ農産物検査員が包装の規格に適合するものとして確認を行った麻袋、樹脂袋又は紙袋を使用していなければならない。

定義

- 一 百分率—もみの定義の百分率に同じ。
- 二 容積重—小麦の定義の容積重に同じ。
- 三 形質—大豆の定義の形質に同じ。
- 四 水分—もみの定義の水分に同じ。
- 五 被害粒—損傷を受けた粒(病害粒、虫害粒、変質粒、破碎粒等)をいう。ただし、普通そばにあつては、損傷が軽微で製品の品質に影響を及ぼさない程度のもものを除く。
- 六 未熟粒—もみの定義の未熟粒に同じ。
- 七 異品種粒—その品種以外のそばの粒をいう。
- 八 異種穀粒—そばを除いた他の穀粒をいう。
- 九 異物—もみの定義の異物に同じ。
- 一〇 発芽率—撰氏二〇度で七日間以内に発芽した整粒(被害粒、未熟粒、異種穀粒及び異物を除いた粒をいう。)の供試した整粒に対する粒数歩合をいう。
- 一一 かんしよでん粉
- 一二 かんしよでん粉
- 甲 かんしよでん粉
- 乙 かんしよでん粉
- (一) かんしよ生でん粉
- (二) かんしよ並でん粉
- (三) かんしよさらしでん粉
- イ 量目
- (イ) かんしよ生でん粉
- (ロ) 七五キログラム、六〇キログラム又は四五キログラム
- (ハ) かんしよ並でん粉及びかんしよさらしでん粉
- (ニ) 二五キログラム

規格外―一等及び二等のそれぞれの品位に適合しないもの

| 項目 | 等級 | | 項目 | 最高限度 | 最低限度 |
|---------|---------|---------|---------|------|------|
| | 一等 | 二等 | | | |
| 水分 (%) | 一八 | 一八 | 水分 (%) | 最高限度 | 最低限度 |
| 砂 (%) | 〇・〇一 | 〇・〇三 | 砂 (%) | 最高限度 | 最低限度 |
| 灰 (%) | 〇・二 | 〇・三 | 灰 (%) | 最高限度 | 最低限度 |
| たん白 (%) | 〇・一〇 | 〇・一五 | たん白 (%) | 最高限度 | 最低限度 |
| 酸性度 | 五・五 | 五・〇 | 酸性度 | 最高限度 | 最低限度 |
| 色 | 一等標準品 | 二等標準品 | 色 | 最高限度 | 最低限度 |
| 沢 | 一等標準品 | 二等標準品 | 沢 | 最高限度 | 最低限度 |
| きよう雑物 | ないもの | ないもの | きよう雑物 | 最高限度 | 最低限度 |
| 臭気 | 異臭がないもの | 異臭がないもの | 臭気 | 最高限度 | 最低限度 |

(ハ) 規格外―一等及び二等のそれぞれの品位に適合しないもの
かんしょさらしでん粉

| 項目 | 等級 | | 項目 | 最高限度 | 最低限度 |
|---------|---------|-------------|---------|------|------|
| | 一等 | 二等 | | | |
| 水分 (%) | 一八 | 一八 | 水分 (%) | 最高限度 | 最低限度 |
| 砂 (%) | 〇・〇三 | 〇・〇五 | 砂 (%) | 最高限度 | 最低限度 |
| 灰 (%) | 〇・三 | 〇・四 | 灰 (%) | 最高限度 | 最低限度 |
| たん白 (%) | 〇・一五 | 〇・二〇 | たん白 (%) | 最高限度 | 最低限度 |
| 酸性度 | 五・〇 | 四・五 | 酸性度 | 最高限度 | 最低限度 |
| 色 | 一等標準品 | 二等標準品 | 色 | 最高限度 | 最低限度 |
| 沢 | 一等標準品 | 二等標準品 | 沢 | 最高限度 | 最低限度 |
| きよう雑物 | ないもの | ほとんどないもの | きよう雑物 | 最高限度 | 最低限度 |
| 臭気 | 異臭がないもの | 異臭がほとんどないもの | 臭気 | 最高限度 | 最低限度 |

(ロ) 規格外―一等及び二等のそれぞれの品位に適合しないもの
かんしょ並でん粉

| 項目 | 等級 | | 項目 | 最高限度 | 最低限度 |
|---------|---------|----------|---------|------|------|
| | 一等 | 二等 | | | |
| 水分 (%) | 四五 | 四五 | 水分 (%) | 最高限度 | 最低限度 |
| 砂 (%) | 〇・〇二 | 〇・〇七 | 砂 (%) | 最高限度 | 最低限度 |
| 灰 (%) | 〇・二 | 〇・三 | 灰 (%) | 最高限度 | 最低限度 |
| たん白 (%) | 〇・一〇 | 〇・二〇 | たん白 (%) | 最高限度 | 最低限度 |
| 酸性度 | 五・〇 | 四・五 | 酸性度 | 最高限度 | 最低限度 |
| きよう雑物 | ないもの | 少ないもの | きよう雑物 | 最高限度 | 最低限度 |
| 臭気 | 異臭がないもの | 異臭が少量のもの | 臭気 | 最高限度 | 最低限度 |

- ロ 荷造り及び包装
- (イ) かんしょ生でん粉
- (ロ) 麻袋又は布袋
- (ハ) かんしょ並でん粉及びかんしょさらしでん粉
- 紙袋
- ハ 品位
- (イ) かんしょ生でん粉

附 かんしよでん粉は、アルカリ性であつてはならない。

定義
 一 百分率—玄米の定義の百分率に同じ。
 二 水分—もみの定義の水分に同じ。
 三 砂—分—比重選別法により砂分測定瓶を用いて測定したものをいう。
 四 灰—分—燃烧灰化法により電気炉を用いて測定したものをいう。
 五 たん—白—窒素定量法により換算値六・二五を用いたものをいう。
 六 酸性—度—ガラス電極水素イオン濃度計により測定したものをいう。
 七 きよう—雑物—繊維、コルク質、わらくず等をいう。
 乙 ばれい—しよ—でん粉

(一) ばれい—しよ—生でん粉 ばれい—しよ—未粉でん粉 ばれい—しよ—精製でん粉 ばれい—しよ—二番粉でん粉 ばれい—しよ—二番粉でん粉精粉
 (二) 規—格—量—目

イ ばれい—しよ—生でん粉 ばれい—しよ—生でん粉
 (イ) 五—キ—ロ—グ—ラム又は四五キログラム
 (ロ) ばれい—しよ—未粉でん粉及びばれい—しよ—精製でん粉
 (ハ) ばれい—しよ—二番粉でん粉及びばれい—しよ—二番粉でん粉
 (ニ) 紙袋又は布袋詰めの場合 四五キログラム
 (ホ) 紙袋又は布袋詰めの場合 二五キログラム、二〇キログラム又は一〇キログラム
 (ヘ) 紙袋又は布袋詰めの場合 三五キログラム
 (ト) 紙袋又は布袋詰めの場合 二〇キログラム
 (チ) 荷造り及び包装
 (リ) ばれい—しよ—生でん粉
 (ル) 麻袋又は布袋
 (レ) ばれい—しよ—未粉でん粉及びばれい—しよ—精製でん粉
 (ロ) ばれい—しよ—二番粉でん粉及びばれい—しよ—二番粉でん粉精粉
 (ハ) 麻袋、布袋又は紙袋
 (イ) 品位
 (イ) ばれい—しよ—生でん粉

| 等級 | 項目 | 最 高 限 度 | | | | 最低限度 | きよう雑物 | 臭 気 |
|-----|----|---------|---------|---------|---------|-------|----------|-----|
| | | 水 (%) 分 | 砂 (%) 分 | 灰 (%) 分 | たん白 (%) | | | |
| 一 等 | 四七 | 〇・〇一 | 〇・二 | 〇・一〇 | 五・〇 | ないもの | 異臭がないもの | |
| 二 等 | 四七 | 〇・〇二 | 〇・三 | 〇・一五 | 四・五 | 少ないもの | 異臭が少量のもの | |

| 項目 | 等級 | | | 項目 |
|------------------|--------------|---------|--------|------------------|
| | 二等 | 一等 | 水(%)分 | |
| 最 高 限 度 | 二〇 | 二〇 | 砂(%)分 | 最 高 限 度 |
| | 〇・七〇 | 〇・四〇 | 灰(%)分 | |
| | 一・〇 | 〇・六 | たん白(%) | |
| | 〇・七〇 | 〇・五〇 | 色 | |
| 最低限度 | 二等標準品 | 一等標準品 | 色 | 最低限度 |
| | ほとんどのないもの | ないもの | きよう雑物 | |
| | 異臭がほとんどのないもの | 異臭がないもの | 臭 | |
| | | | 臭 | |

(ホ) 規格外―一等及び二等のそれぞれの品位に適合しないもの
ばれいしよ二番粉でん粉精粉

| 項目 | 等級 | | | 項目 |
|------------------|--------------|---------|--------|------------------|
| | 二等 | 一等 | 水(%)分 | |
| 最 高 限 度 | 一八 | 一八 | 砂(%)分 | 最 高 限 度 |
| | 〇・〇一 | 〇・〇〇 | 灰(%)分 | |
| | 〇・三 | 〇・二 | たん白(%) | |
| | 〇・一五 | 〇・一〇 | 酸性度 | |
| 最低限度 | 五・〇 | 五・五 | 色 | 最低限度 |
| | 二等標準品 | 一等標準品 | 色 | |
| | ほとんどのないもの | ないもの | きよう雑物 | |
| | 異臭がほとんどのないもの | 異臭がないもの | 臭 | |

(ニ) 規格外―一等及び二等のそれぞれの品位に適合しないもの
ばれいしよ二番粉でん粉

| 項目 | 等級 | | | 項目 |
|------------------|----------|--------------|---------|------------------|
| | 三等 | 二等 | 一等 | |
| 最 高 限 度 | 一八 | 一八 | 一八 | 最 高 限 度 |
| | 〇・〇三 | 〇・〇二 | 〇・〇一 | |
| | 〇・四 | 〇・三 | 〇・二 | |
| | 〇・二〇 | 〇・一五 | 〇・一〇 | |
| 最低限度 | 四・五 | 五・〇 | 五・五 | 最低限度 |
| | 三等標準品 | 二等標準品 | 一等標準品 | |
| | 少ないもの | ほとんどのないもの | ないもの | きよう雑物 |
| | 異臭が少ないもの | 異臭がほとんどのないもの | 異臭がないもの | 臭 |

(ハ) 規格外―一等から三等までのそれぞれの品位に適合しないもの
ばれいしよ精製でん粉

(ロ) 規格外―一等及び二等のそれぞれの品位に適合しないもの
ばれいしよ未粉でん粉

| 等級 | 水分 (%) | 砂 (%) | 灰 (%) | たん白 (%) | 色 | きょう雑物 | 臭 |
|----|--------|-------|-------|---------|-------|-------|----------|
| 二等 | 二〇 | 一・〇〇 | 一・六 | 一・〇〇 | 二等標準品 | 少ないもの | 異臭が少ないもの |
| 一等 | 二〇 | 〇・七〇 | 一・〇 | 〇・七〇 | 一等標準品 | ないもの | 異臭がないもの |

規格外―一等及び二等のそれぞれの品位に適合しないもの

附

一 ばれいしよ生でん粉、ばれいしよ未粉でん粉及びばれいしよ精製でん粉にあつては、アルカリ性であつてはならない。
 二 ばれいしよ精製でん粉及びばれいしよ二番粉でん粉精粉の粒度にあつては、ふるい目の開き〇・一〇五ミリメートルのふるいを通過するものでなければならぬ。

定義

一 百分率―玄米の定義の百分率に同じ。
 二 水分―もみの定義の水分に同じ。
 三 砂分―かんしよでん粉の定義の砂分に同じ。
 四 灰分―かんしよでん粉の定義の灰分に同じ。
 五 たん白―かんしよでん粉の定義のたん白に同じ。
 六 酸性―かんしよでん粉の定義の酸性度に同じ。
 七 粒性―標準手ぶるい法によるものをいう。
 八 きょう雑物―かんしよでん粉の定義のきょう雑物に同じ。
 補則 農林水産大臣は、一から十二までに掲げるもののほか、流通の円滑を図るため特に必要があるときは、取引慣行を勘案して、農産物の種類、生産年度、生産される地域等に限り、その量目又は荷造り及び包装についての規格を定めることがある。この規格は、関係する地方農政局、北海道農政事務所又は沖繩総合事務局及び関係する地方農政局長、北海道農政事務所長又は沖繩総合事務局長が適当と認める場所において公示する。

附則 (令和三年三月三十一日農林水産省告示第四百五十一号)

令和二年以前に生産された国内産のもみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆及びそばの銘柄については、この告示の施行後も、なお従前の例による。